

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDÉE EN MARS 1888.)
No 115. DÉCEMBRE 1897.

Rédacteur principal, et gérant. H. Sano

Sténographe.

T. Yana

Imprimeur et Editeur.

S. Ikiéda

(LE BULLETIN PARAIT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雑誌

號五拾首第

明治廿一年五月創刊

明治參拾年

三池集治監署員
熊本縣監獄三池出張員
右地方有志家
福岡縣監獄署員
同久留米監獄支署員
兩地方有志家

各位御中
各位御中
各位御中
各位御中
各位御中

謹啓先般貴地ニ於テ監獄事業
獎勵ニ關スル幻燈演說會御催
之節ハ一方ナラサル御厚情ヲ
蒙リ候ノミナラス種々御惠品
ニ預リ誠ニ難有奉存候就テハ
一々御禮可申上筈之處歸京後
多忙ヲ究メ欠禮ノ向有之ニ付
乍失敬以誌上謝辭申述候敬具

三十一年十一月

佐野尙

右本縣監獄署員	右地方有志家	右地方有志家	右地方有志家
宮崎縣監獄署員	右地方有志家	鹿兒島縣監獄署員	右地方有志家
大分縣監獄署員	大分縣監獄署員	同杵築町有志家	同杵築町有志家
同右地方有志家	同右地方有志家	同右地方有志家	同右地方有志家
各位御中	各位御中	各位御中	各位御中
發行兼編輯者	印 刷 者	佐野宗平尙	
東京市牛込區若宮町十番地	東京市淺草區黑船町廿八番地	東京並木活版所	
大日本監獄協會事務所	東京並木活版所		
發行所	東京並木活版所		

明治三十一年十一月三十一日發刊

大日本監獄協會雑誌第一百拾五號目次



會告

- ◎論 説
○監獄遇囚法の趨向 別天生一
- ◎雜 錄
○北海道幕治監在監禁刑案の送達と囚人及刑事被告人押送規則に就て ○監獄處理支拂刑案の送達と囚人及刑事被告人押送規則に就て ○監獄處理支拂刑案の送達と囚人及刑事被告人押送規則に就て ○逃走囚等の比較表 ○油賃務課長の轉任 ○朝鮮人の監獄見習 ○局員三浦上田尚氏の監獄觀察
- ◎海外監獄近況
- ◎五十周年入監の結果
- ◎獄卒雜組
- ルーベン監獄所見の續編 岳洋生一五
- 翻 譯
○各國獄制實話(其五)
- 各地通信
- 各縣監獄製作業工錢比較表
- 質疑應答
- 應答 三件
- 寄 書
○囚人信仰上の苦難に就て ○囚人を論して、監獄の改良に及ぶ ○一家を論め品格を保の義務 ○民事裁判所には囚人を出廷せしむる者に非ずとの我哉 ○改良なる吾兒をして精神的ならしめよ ○裁判官書ののみな以て被告人を拘留するを擇るや否やに就て ○女監長は女性にて足りぬへし ○監獄官吏の略服 ○巡査看守俸給額則の疑義 ○感化保護
- 官 報
○救世軍 ○三池保護會記事
- 寄贈書目
- 附 錄
- 獄事法令 ○本年題目錄

本會を費其他本會へ御送付相成べき金員は庶務委員長へ御拂込之筈に候處往々事務所へ御送金の向も有し時に或は混雜の處も有之候間爾後必ず左の通御取扱被下度此段謹告候也

追て從來會費其他の領收證へは會計主任の印を押し來候處十一月一日よりは庶務委員長の名前を以て「大日本監獄協會庶務委員長」の印影を捺印することに改め候條爾後該印影以外のものは無効に付併て謹告候也

明治廿九年
十一月

大日本監獄協會

- 一、會費其他本會へ御送付の金員は凡て東京集治監込牛込區若宮町十番地佐野尙へ宛御送金之事
官舍長屋又輔宛にて千住郵便局へ振込之事
- 一、看守服務要綱の代金領收證は從前之通佐野尙の名義にて差出候事

日本監獄協會雑誌本年分目次

自第百四號至第百十五號

●論説

◎丁酉の新年を過ふ

◎言を全國の監獄官諸君に寄す

岡田朝太郎 別天生

(第百四號)
(第一百四號)

◎國人賞與論

◎囚人の精神病に就て

佐村覺四郎

(自第百四號)
(至第百四十七號)

◎討論會

虚心亭主人

(自第百四號)
(至第百四十四號)

◎衛生小話

鶴井祐

(第百四號)
(第一百五號)

◎大赦減刑令と慈惠救濟

別天生

(第百五號)
(第一百五號)

◎改正條約實施に關する監獄準備

別天生

(第百六號)
(至第百七號)

◎出獄人保護事業論

龍涯生

(第百六號)
(至第百七號)

◎英語練習の必要

臥牛生

(第百六號)
(至第百七號)

◎看守語句へ獄内衛生上注意の要領

森山麟二郎

(第百六號)
(至第百七號)

◎感化保護事業要項

別天生

(第百九號)
(至第百十號)

◎監獄衛生に就て

小河滋二郎

(第百九號)
(至第百十號)

◎看守の増俸

別天生

(第百九號)

◎典獄諸士の歸任を送る

別天生

(第百十一號)

◎監獄局の再置 (第百十二號)

◎刑の執行指揮に對て 小山松吉 (第百十二號)

◎監獄衛生統計 山本兼次郎 (第百十三號)

◎基督教の念とは那邊にあるか敢て教誨師諸賢に問ふ 原龍昭 (第百十四號)

◎家庭教育と犯罪との關係 藤吉雷教 (第百十三號)

◎監獄遇囚法の趨向 别天生 (第百十五號)

◎總會 (第百五號)

◎監獄建築に就て 妻木頼黄 (第百十號)

◎講話會 (第百八號)

◎釋山内務大臣の演說 (全)

◎小河滋二郎氏の報告演說

◎寺原警保局長の演說 (全)

◎雜錄

◎皇太后陛下の崩御 ◎小河滋二郎氏の報告演說 (全)

の清浦司法大臣の懲制意見に就く (明治二十九年中に於ける監獄記事) ◎典獄の禮式 ◎懲治人を懲化院に托するの議に就く ◎懲治人賞譽

の實行を促す ◎在監人逃走に就ての責任 ◎巡査看守の所遇 ◎香港監獄の情況特に典獄の召集を望む ◎浦監獄課長の出張 ◎靜岡縣保護會

社に就て懸念の建議。◎埼玉縣も亦同じ。

(以上第百四號)

◎大表に就ての懸念。◎保護會社設置の急務。◎減刑放免の手續。◎減刑者放取扱に就ての内訓。◎減刑出獄者の再犯調査。◎死刑囚の減刑せられたる者の拘禁方。◎拘禁囚に對する經費。◎餘罪ある囚人の拘禁方。

◎北海道集治監の免因。◎勘査規程の改正。◎監獄則改正の好期。◎北海道より送還をし囚人の引取人なき場合。◎三池集治監の保護會社設立計画。◎原乳詔氏の美舉。◎佐野本會庶務委員。

(以上第百五號)

◎軍隊囚は悉く集治監に拘禁すべし。◎北海道の典獄分監長會議。◎減刑さなりたる囚人給與錢に就て。◎北海道より送還囚の衣類返送に就て。◎同押送費に就て。◎朝鮮國に於ける減刑囚。◎監獄建築費國庫補助款の消息。◎集治監に在る囚徒の餘刑執行に就て。◎行狀勅旨及賞譽規程の解釋。◎三十年度北海道集治監滿期囚徒の押送。◎減刑放免者取締の訓令。◎官吏の懲戒免除。◎虚心亭主人の洋行。(以上第百六號)

◎重罪囚徒の費用を國庫支辨に移すの法案。◎看守勤務法に就て。◎巡察守候令改正の内議。◎新舊兩局長の送迎會。◎小河滋二郎氏の報告會。◎旅費の増額。◎警察留置人の賄費。◎集治監より送還囚徒の別房さなりし者。◎監獄の凶事。

◎精山内相の監獄巡視。◎警部長の特別任用に就て。◎監獄の欠員。◎監獄分課の標準廢止説。◎分課標準廢止説の私見。◎石川縣典獄の交迭。◎小河岳洋氏の就職。◎京都府兵庫縣北海道典獄の榮轉。◎典獄の召集益必要な感ず。◎再び巡查右守の修給令に就て。◎看守勤務法の改正。◎小河氏獄事報告會の最況。

◎無獄會議。◎地方法會議の摸様。◎府縣知事に關する小河氏の監獄談。

(以上第百八號)

◎大日本私立衛生會に於ける小河氏の演述。◎看守採用規則の改正。◎

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百十三號)

◎監獄建築申請に就て。◎假出獄の申請。◎監獄官吏の略服。◎囚人押送途中の行狀に就て。◎警察官に於て囚徒を逃走せしめたる場合。◎看守の懲化力。◎監獄費の增加と工錢收入。◎監獄建築費支出の困難。◎島山典獄の跡音。◎新潟長崎北海道三典獄の交迭。◎操縦者の任務。

(以上第百十四號)

◎北海道集治監在監餘刑囚の送還。◎囚人及刑事被告人押送規則に就て。◎監獄費國庫支辨法案。◎看守制服の肩章。◎歐洲各國犯數の比較。◎逃走囚等の比較表。◎浦懲務課長の轉任。◎朝鮮人の監獄見習。◎三浦上田西氏の監獄視察。

(以上第百十五號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百十六號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百十七號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百十八號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百十九號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百二十號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百二十一號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百二十二號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百二十三號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百二十四號)

◎懸念の實表。◎松江典獄の跡音。◎典獄の交迭。

(以上第百二十五號)

◎質疑應答

◎質疑

◎應答 三十四件 (第百四號)

◎全 十 件

◎全 九 件 (第百五號)

◎全 三 件 (第百七號)

◎全 七十六件 (第百六號)

◎全 四 件 (第百九號)

◎全 二十四件 (第百七號)

◎全 五 件 (第百十一號)

◎全 八 件 (第百十九號)

◎全 二 件 (第百十三號)

◎全 四 件 (第百十一號)

◎全 八 件 (第百十二號)

◎全 三 件 (第百十五號)

◎虛心亭主人刑法のはなしを讀む。◎減食懲罰者に役務を中止せざるを望む。◎急救手當に就て(承前)。◎衛生開話。◎昇級は果して人材登用の實を得て自他獎勵の要具たるものと得る。◎年始に解く囚徒に與ふる事の廢止を望む。◎看守精勤獎勵法。◎教諭に幻燈を用ひるの必要を論す。◎方風生に一言を呈す。(第百四十七號問題に就て)及び釋苦生君を頼ばず。

(以上第百四號)

◎所感一束。◎新年所感。◎教諭師の位地を論す。◎特に司獄官の協同を望む。◎寒夜孤燈の下に於て聊々所感を述ぶ。◎看守增俸論。◎獄政改良論す。◎大統に干する法理的觀察。◎監獄書記の服制制定を望む。◎規則活用死用と云ふに就て。◎監獄改良に就て。

(以上第百五號)

◎上清浦法相書。◎看守さは何ぞ。◎減食懲罰云々に付新山君に質す。◎

(以上第百六號)

◎出獄人保護會社設立に就て。◎一言當局者に開陳仕候。◎出獄人保護

書記看守長特別任用。◎減刑に就き刑期計算の方法。◎看守賃給と看守長。◎次は典獄の奉給に就て。◎巡警看守の俸給豫算。◎警察監獄學校に就て。◎監獄建築補助法。◎繁文省略。◎知事の監獄巡視。◎監視引受人の

破修經に就て。◎授業手服裝。◎身分帳簿の表紙。◎薪入及放免の言渡。◎

警視廳官制の改正。◎巡警看守俸給令の施行。◎巡警看守俸給令施行の捲接。

集治監の收監報告廢止。◎典獄諮詢會の廢止。◎典獄懇親會。◎桜山清浦兩相の典獄招待。◎監獄課員。◎本會經會の景況。◎長居庶務委員長の捲接。

◎看守考査表に就て。◎北海道集治監及道屬監獄の歸屬。◎監獄費國庫支辨の建議。◎警察監獄學校の設立。◎技術課。◎典獄諮詢會の結果。◎監察署留置場の名稱及其戒護。◎判任官俸給令追加の解釋。◎獄務課の職制。◎在監人へ書類の送達。◎個人的待遇。

(以上第百十一號)

◎監獄局の設置。◎監獄局新設の理由。◎監獄局長の地位。◎監獄事務官の食費。◎就役囚の入浴。◎工場便に換室室の注意。◎監獄看守の品位。◎再犯以上の囚人處置に就て。◎序發室の構造を改めべし。◎行狀表の記載に就て。◎典獄看守長の昇服。◎知事諮詢會に這聞。◎刑事被告人の草履に就て。◎粗張給與に就て。◎正誤。

(以上第百十二號)

◎四人護送規則改定の議。◎典獄分監長の略服。◎看守採用規則の改正。◎旅費規則の改定。◎囚徒及其護送者私設鐵道乘車に就て。◎差入食品の旅立。◎看守三四人。◎看守長に看守三四人の觀點。◎監獄書記と看守長の捲接。

(以上第百十號)

◎監獄局の分課。◎監獄局員。◎減刑令發布の風説。◎警察署監禁置

者。◎再犯以上の囚人處置に就て。◎序發室の構造を改めべし。◎行狀表の記載に就て。◎典獄看守長の昇服。◎知事諮詢會に這聞。◎刑事被告人の草履に就て。◎粗張給與に就て。◎正誤。

(以上第百十一號)

◎四人護送規則改定の議。◎典獄分監長の略服。◎看守採用規則の改正。◎旅費規則の改定。◎囚徒及其護送者私設鐵道乘車に就て。◎差入食品の旅立。◎看守三四人。◎看守長に看守三四人の觀點。◎監獄書記と看守長の捲接。

(以上第百十號)

◎監獄局の分課。◎監獄局員。◎減刑令發布の風説。◎警察署監禁置

者。◎再犯以上の囚人處置に就て。◎序發室の構造を改めべし。◎行狀表の記載に就て。◎典獄看守長の昇服。◎知事諮詢會に這聞。◎刑事被告人の草履に就て。◎粗張給與に就て。◎正誤。

(以上第百十一號)

◎四人護送規則改定の議。◎典獄分監長の略服。◎看守採用規則の改正。◎旅費規則の改定。◎囚徒及其護送者私設鐵道乘車に就て。◎差入食品の旅立。◎看守三四人。◎看守長に看守三四人の觀點。◎監獄書記と看守長の捲接。

(以上第百十一號)

事業に就て ◎看守諸君の自重心を囁む ◎再犯を論ず

(以上第百七話)

◎改正條約實施に關する監獄の準備に就て ◎減刑せられたる囚徒餘罪發覚の場合の刑期計算方法 ◎寄至監禁日数計算に就て ◎教誨師諸君に一言 ◎義正君に一言を呈す ◎東京東鷗一小僧君に一言を呈す ◎國人の理想を論じて分房に及よ ◎時感

(以上第百九話)

◎囚徒惡化に就ての卑見 ◎器械力の發達と囚徒の關係を論ず ◎勅令第二百五號の警部監獄書記看守長特別任用令を見る ◎監獄幻燈設置の必要 ◎警視廳鐵柵檻監獄署を見る ◎留學生君に寄す ◎監獄改良の目的に付感動の必要を説く ◎時感 ◎免因性體院の實施を望む ◎訊問所に於ける在監の別離法 ◎監獄事務の趣味を論ず ◎博徒 ◎司獄をして至急外國語を學はしめよ

(以上第百十二話)

◎囚徒の不法行為に因りて生じたる損害賠償の責任を論ず ◎典獄の注意事項 ◎小川氏の監獄衛生談を讀んで感あり ◎埼玉縣の監獄衛生を製る ◎看守に骨相學の心要を感す ◎勅令第2百二十三號の解 ◎看守の職務を論す ◎將來の新學校 ◎洋々散士君に寄す ◎埼玉縣監獄署に於ける代書の苦情を聞く ◎雲突岩崎君の事を記す ◎敢て當途諸公の猛省を請ふ ◎寛き嚴きを論ず ◎俸給令改正の實施を促す

(以上第百十三話)

◎埼玉縣監獄衛生に就きドクトル H. g. 氏に答ふ在東京洋々散士 ◎行狀表記入に關する件に付問案答案 ◎身分帳中行狀表記入方に付き ◎產國比較在監人死亡歩合の表を見る ◎所感二束 ◎内務省報告例表式の改正を望む ◎不思議なる勘定及貪與規程 ◎進兵に代り泰然子に寄す ◎略服制の發布を見る ◎休暇細則の不公平に就て ◎監獄教誨の不

（以上第百十五話）

報に就て ◎監獄醫の待遇を改め監獄薬劑師を置くべし ◎鼠驅除策 ◎會員諸君治獄改良は忍耐を旨させよ ◎司獄官の樂園は宗教にあり宗教の心は職務上必要なり ◎鳴鳴是實乎虚乎 (以上第百十四號)

◎囚人信仰上の書籍に就く ◎囚人を論して、監獄の改良に及ぶ ◎一家を治め品格を保つ義務 ◎民事裁判所には囚人を出廷せしむる者にあらずとの說 ◎改良なる吾兒をして精神的ならしめよ ◎裁判官波書のみな以て被告人を拘留するを得るや否やに就て ◎女監長は女性にて足りぬべし

(以上第百十五號)

大日本監獄協會雑誌第百十五號

明治三十年十二月

論 説

● 獄制論一斑

小河滋次郎口述
築 軍 速記

次には、保護を施すべき者を選むといふことであります。保護を施すべき所の者は、充分改良の見込の立つた者でなければならぬので、例へば習慣犯であつても、習慣の未だ甚しきに至らぬ、即ち將來に改良し得らる、望のある者、或は偶發犯で、實際職業が無いが爲めに、犯罪するの已を得ざるに出でたといふやうな者を、選ぶといふことが必要であります。如何なる種類の者も之を保護すると云やうなどになつて、例へば前に申述べました如く、到底改良の望のない、或は先天的犯罪者であるとか、若くは墮落した習慣犯罪者といふやうな者までも悉く之を收容、保護するといふことになりますれば、必ず失敗を免れないのです。或は到底改良の望の無いやうな種類の者こそ、社會に危険が多いのであつて之を收容するといふことが、最も必要であるといふ説を唱へる者がありまするが、是れは保護會社の關係すべき性質のものであつて、即ち警察

權の範圍に屬すべきものであります、國家の權力を以て之を會社から離隔せしむるといふことに、力むべき者であります。

又保護事業は動もすれば、救貧事業と混雜し易きものであります、其間には明かに境界を立つて置かなければならぬのであります、例へば労力に耐へない、病氣若くは虛弱な者であるといふやうな種類の者は、是れば保護事業の範圍に屬すべきものではなくして、救貧事業の範圍に屬すべきものであります。

保護事業を起すに付いて、先づ第一に要するものは、金であるといふので、組織方法の如何を問はず、先づ金を募集することに力めるといふ風に、一般に見へますが、是は甚だ其當を得ないことをあらうと思ひます、勿論此事業を成すに付いては、金を要するといふことは當然であります、方法さへ其宜しきを得れば左まで多額の金を要さぬでも済むのである、今日現に原などといふ人のやつて居る、保護事業に付いて見ましても、原といふ人は、資産もない、一己の普通書生同然の人であるのであります、然るに此人が人の助力を假らずして、……多少慈善者の補助を得て居るといふことは、当然であります、方法さへ其宜しきを得れば居ることが出来るのであります、思ふに局に當る所の人にして、熱心であり、親切であつたならば、必ずしも金を集めども、此事業を實行することが出来るであらうと信じます、又初から非常に規模を大きくするといふことは、詰り失敗を招くの原因であつて、私の考では、初は先づ規模の小さなものから、追々経験の積みに従つて、之を擴張することにした方が宜かるうと思ふので、例へば三人でも五人でも、成るべく早く實行するといふことを力めるのが、第一であらうと考へます、

保護會社の資金といふことに付いては、前に申した通り、歐洲に於きましては、國庫から補助をしたり、非常

に手厚の注意を加へたことでござりまするが、今日でも到處の各國、多少の補助は國庫から、之を爲して居るといふことに爲つて居りまする、獨逸では、政府としては、成るべく此事業に關係することを避けて居る方針で、從つて國庫の補助といふものは、少しもござりませぬが、王室が之に向つて同情を表するといふことが深く亦年々相當の補助金を、王室費の中より補助せらるゝといふことに爲つて居りまする、先帝の銀婚式を執行せられた時分に、王室から慈惠金の下附がござりましたが、其大部分は之を免囚保護會社の補助金に充てたといふことでござりまする、其他は市町村の團體で補助するといふことに爲つて居りまする、免囚保護事業の性質として、當に然るべきことであつて、獨逸に於て實行して居る所の方法は、將來我邦の模範に爲すに足りるであらうと信じます、又國に依りましては、監獄工業資金の殘餘を以て、免囚保護の事業に充て、或は監獄在監囚の工錢の利子を以て、之に充てるといふことに爲つて居る所もあります、近頃我邦に於きまして、二三の地方で、毎年縣會より相當の補助金を、保護會社に寄附するといふ向がありますが、此の如きとは最も適當な方法であるであらうと信じます、又我邦に於きまして、今日囚徒の工錢として保管してある金額は、非常な多額なものであります、是は總て利子を附せぬで保管して置くといふことあります、誠に無益な話である、宜しく之を利用して、相當の利子を附けて、出來得べくんば之を以て免囚保護の資金に充てるといふやうなことに爲つたならば、宜しからうと信じます、

之を要するに、感化事業でも、保護事業でも、第一の要件は、其局に當る所の人を得ることに在るのであります、單に名望があるとか、或は學識があるとか經濟の才に長じて居るとかいふやうな人では、決して此事業を託することは出來ないのであります、會社を成立せしむるに急なるが爲めに、唯名の有る人を奉じて、會長

となるとか、或は何とかいふ役員の名義を與へるとかいふやうなことは、甚だ其宜しきを得ないことであります。全体役員の數を多くして、會長とか、副會長とか、評議員とか、名譽員とかいふやうなものを、多數設けるといふやうなことは、實效を奏する上に於て、却て有害であると考へます。寧ろ其實は會社組織であつても、一個人の名義にして、其名義の人が實際の局に當つて、保護なり、感化なりの世話をすると、即ち個人的の感化力を強めるといふことに、力めなければなるまいと考へます、唯漫に大頭を戴いて、會社風を表白するといふやうなことは、慈善事業の本旨に戻ることであらうと、私は確信致します。

終りに臨んで、一つ此頃私の感じたことで、御参考に供して置きたいことがあります。矢張り一つの保護事業である、最も簡易にして、且つ有力なる事業であると感じたことでござりますが、唯り我邦のみに見ることで、歐洲各國、到る處に決して見ることの出來ないものがありますが、それは則ち我邦で謂ふ所の監獄の差入屋といふものであります。此差入屋といふものは、監獄に居る者に、食物其他種々の物品を差入れ、又は在監人の出入を送迎する所の人の爲に、設けられてあるものであります。監獄から出る所の人を恰も戰場から凱旋でもして來た人を迎へるが如くに、大勢寄集つて迎へる……あの社會では、歡迎といふ字を使つて居りますが、迎へるといふやうなことは、誠に不都合な次第であつて、社會の風儀にも關係することを、實に慨嘆すべきことであります。如何せん此惡風といふものは、我邦到る處に行はれまして、監獄といふものがある以上は、假令十人内外の少數のものを入れて置く小監獄でも、其前には必ず差入屋を立てるといふ必要……即ち送迎するものがあり、食物其他のものを媒介させる便宜の爲めに之を利用するのでありまする、若し在監人に向つて謹に色々な物品を差入れたり、或は之を送迎する者がなかつたならば、從つて差入屋

といふやうなものは成立するといふことが出来ないであらうと考へます、歐洲諸國に於て、此の如きもの、痕迹の無いといふのは則ち社會が必要を感じないからであるのであります、あちらでは刑事被告人に對して食物を支辨せざるといふことを許して居りますが、其食物は總て監獄に於て調理することで、他から食物を入れるといふやうなことは、全くないのであります、我邦に於ても、將來監獄則の改良の場合には、斯ういふ組織にしなければ、充分取締が立たぬであらうと思ひます、兎に角差入屋といふものがあつて、之が爲りに立派な辨當を入れる、監獄に拘禁せられたが爲めに、曾て見たこともない御馳走を食ふ、監獄は恰も氣樂な宿屋の如き、体裁を見るに至るといふのも、全く差入屋といふやうなものがあるが爲めであつて、それが爲めに直接間接に、餘分の費用を掛けるに至ることを免れないであります、それで私の感じたといふことは、近頃私が函根に轉地療養中、聞く所に據りますのに、神奈川縣の管内であります所は忘れましたが、函根附近の或町村に於きまして、一つの規約を立て、若し其町村から何かの間違ひで、監獄に拘禁せらるゝに至るといふやうな者があつた場合には之に對して、其町村の人は一切差入物なればしない、之に要するの費用を以て、若し妻子が貧困に迫つて居れば、其妻子を補助する、或は其者が出獄した後に於て、非常に貧困に苦しむといふやうな場合に於ては、之に補助するといふやうなことに致したさうでござりますが、即ち是れも、一の適切なる保護事業であつて、斯様な風に各町村……全國一般に申合せでも定めるといふことに爲りましたならば、其結果といふものは、詰り差入屋も成立することが出来ず、唯り監獄に於て、適當に規律を保つことが出来るみならず、社會の風儀を保ち、囚人の改良を獎勵する上に付いて、大なる效果を見るに至ることであらうと考へます、

餘り長談に亘りまするから、今日は是れまでに致して御免を被ひりまして、謹んで長時間の清聽を謝ることでござりまする、

○監獄遇囚法の趨向

別天生稿

佛國の史家ギゾー氏曰く國の文野は監獄の良否如何をトして之を知ると、旨ある哉言や、監獄家中屢々この言を三誦する者あるを見る、亦宜ならずと謂ふべし、然れども能く此の至言を味ふ者あるに至つては夫れ寥乎として稀ならむかな、我輩もまた徒に時流を趁ひ三呼するものなりと雖も、近時監獄學の一斑を解すること漸く深きに従ひ益々其の妙言穿ち得て割切なるを覺ゆ、之を解して單に字句の上に止まらしめば平々凡々の常套語に過ぎずと雖も、裡面より之を窺へば監獄は社會の反影なるの章義を示し妙味亦此裡に在り、固より監獄は監獄夫れ自身のみを以て進歩し得べきに非す、社會の進運隆々乎として熾んに、旭日の昇るが如き勢あるを湧て而して後に監獄の事業始めて觀るべきのみ、社會の人智未だ蠻野の域を脱せず腕力鬭争事を事とする時代に在ては勢ひ取禁の法また鞭笞を用る体刑を施しし其他慘虐の遇御あるは免るべからざるの數にして歴史上の事迹之を証して餘あり、然るに浸く人智開くるに従ひ、社會まだ慘虐の迹を留めず、専ら平和の手段を以て智力競争を爲すの時代に在りては監獄も自ら智力を以て抑制感悟せしむべきは蓋し理勢の然らしむる所ならむ、近年各文明國に於て監獄遇囚の要義、漸くこの傾向を現はすに至りたるは是れ將來に於て吾人の湧く注目すべき點な

らずや、監獄は社會の反影なりとの言辭寔に吾人を欺かざるを信す、若し夫れ尙一層深く之が論斷を下さん乎有せざるものなることを信せんと欲す、請ふ聊か之を論述せむ

論者あり、監獄改善の美聲に伴れ、徒らに大言壯語する者は思惟すらく、斯道斯學に從事するの人士擧て力を集め之に當らば希くは監獄改善の完成を望むことを得むと、若し論者の謂ふが如くならしめば我輩は實に是等の人士の努力を多とし、縱令舌を爛し腕を挫くとも、筆舌のあらむ限り、之が勵獎鼓吹に勉めなむ、然れども監獄事業は社會を離れて存在せざるが故に、一般社會の情態を外にして、獨力進歩し得べき性質のものに非す監獄は社會の反映なり、社會にして若し文明ならしめんか、監獄もまた文明的傾向を顯し、蠻野の社會は自ら慘刻殺伐の氣風を帶びたる監獄を映出せむ、若し尙論者之を疑はゞ今日の現狀に顧みよ、本年の一大事件たりし減刑令發布の際は、斯道者口を極めて免囚保護の必要を說きたるに非すや、然るに其の結果として得たるもの幾何ぞ、三四の設立あるを聞くの外割合に効果を収むること能はざりしは蓋し斯道者の意想外に感ずる所ならむ、是れ蓋し一般社會の人士未だ其の必要を認むるの程度に進歩せざるが故なり、發達進歩したる社會は豈區々たる斯道者の曉言を待て後始めて能く免囚保護の必要を曉らむや、想ふに監獄は社會の反映なりとの言句を弄すれば現今日本に對し我輩惆悵せざるを得ず

一部の論者は却て我輩を叱斥して謂はむ、若し果して吾子の説く如くならしめば、監獄の進歩は獨立ならしむる能はざるを以て、之を自然に放任する可ならんかと、曰く否、斯道者は須く進んで社會を警醒するの覺悟なかるべからず、自然に放任するの結果、社會の刺激を受け自ら改善の實を擧ぐること能はざるに非すと雖も、

而かも斯く遲々後塵を排して進むが如き不面目は斯道者の能く堪へ得る所ならむや

以上述べたる如く、監獄は誠に社會の反映なり、故に遇囚法も亦自ら變化せざるを得ず、現今にありてはまた昔日の如く復讐若くは反坐の主義を以て苦楚を彼等に加ふるを要せず。唯夫れ改善感化の一手段あるのみ、刑法並に改正刑法草案は能く此主義に適中し以て成文刑法に依り犯罪者を淘汰し得べしと爲すか、主觀的に犯人を研究するに非ずんば淘汰の結果改善の有無を判知する能はず、單に客觀的事實に重を置き一定の刑期を科し以て犯罪者を淘汰し得たりと爲すが如きは迂愚また笑ふべきに非ずや、若し淘汰の意義をして社會より之を遠ざけしむるの策なりとし所謂太古の収禁主義なりとするも一定の刑期を附するは抑も何等の意義ぞや、刑期の終了は必ずしも犯人を善化して社會に放還するものに非ず、論じて茲に到れば成文刑法を以て犯人に一定の刑期を科するは、少なくとも監獄の改善感化の主義と相容るゝものに非ざるを悟了するに難からじ、茲に於てか、米國の如く刑期延長の權をして全く典獄に委任せしむるの邦國あるに至れり、是れ幾分か事の真相を得るに庶幾方法と謂ふべく、此の如く今日に在りては主觀的に犯人に重を置くに至しは明に和罰學の發達したる徵候と謂はざる可からず、而して尙犯人の感化改善を唯一の目的となしたる以上は、現代社會の情勢に鑑み、先づ如何なる方法を以て之を遂行し得べきかを考慮せざる可からず、腕力時代に在りては或は暴に報ゆるに暴を以てするの主義を行ひ抑制せんこと可ならむと雖も今日の社會は智力競争の時代なるを以て此の如きを容るさず、宜しく犯人の性腦を治療し別種の良民を鑄造するの方法を探らざる可からず、此點より觀察すれば米國の感化監獄は最も發達したる監獄にして、從てまた最も發達したる社會を代表しだるものと謂はざる可か

らす
米國感化監獄に在ては犯人の心性を改造するの方法として、盛んに教育を進め、讀書算數地理歴史の諸科は勿論音楽神曲に至る迄、之を講修し、以て普通良民の腦力の發達養成を期する所の手段は一として之を採らざるはなし、依て感化學校の名稱ある所以のもの亦偶然に非ず、而してまた授業の一點に於ては、甚だ努むる所ありて大工、左官職、機械等其の道に堪能な士を雇ひ入れ専ら教導の任に膺らし、我邦授業手の如きは形式上教導の任を帶べるが如しと雖もその實科程の検査若くは帳付の雇人には過ぎず、然るば彼國に在ては眞に實業教師の職にありて各期之が試験を行ひ、以て發達進歩の程度を考試す、故に囚人職業の點に於て精熟なるに非ずんばまた出獄の恩典に浴すること能はざるなり、犯罪の大多數は無職業に原因す、此の授業の爲めに再犯を防遏したること功績極めて著しう謂ふ（全監獄の實況は他日稿を更めて論述せむ）
茲に一の注意すべき點あり、斯かる行刑の方法は善良は善良なりと雖も、米國の如く進歩したる社會に在てこそ始めてその適切を見るのみにして、今之を直に我邦に製用せんか、必ずや不可なるものあるを見む、凡そ社會邦を成す以上は各々その特性なる可からず、この多年涵養せられたる特性と文明の程度とを棄て、顧みるなく漫に治獄の方策を樹立改造するは行刑の目的を失墜する一大危險あるものと謂ふべし、豈最も戒慎すべきに非ずや、然れども將來我邦に在て、免囚保護の事業熾なること米國の如く、國權の發揚、尊固に、法理の闡發愈々玄妙なるの域に進まば、犯人に重きを置く、感化監獄の如き制度の起るの止む可からざるに際會せむ法理の趨向と現在の情態とは明かにこの針路を示せり、請ふ我輩之を將來にトせむ

●北海道集治監在監餘刑囚の送還

(附拘禁費に就て)

本年一月減刑令の發布せらるゝや、本令第五條に「減刑せられたる者は其刑名に拘はらず尙現在の監獄に拘禁す」との法文あり、減刑せられたる者云々の内には當然地方獄にて執行すべき餘刑を有する者をも包含するや否やに就ては、其の當時に在て多少議論の在りし處なりしが、遂に拓殖省と内務省とは其の解釋を異にして、内務省は地方獄にて執行すべき餘刑囚は從來の通り之を送還するを可とし、既に内地集治監に在りては其餘議の通り行ひ來りしが、拓殖省は是等の餘刑囚をも尙集治監にて執行すべしと爲し、現に北海道集治監は其の取扱を爲せりと謂ふ、當時に在ては兩省分れで監督權を及ぼしたるが故に左まで奇異の感を起さりしと雖も、最早今日に在ては何れの集治監も總へて内務省の監督に歸したる以上は、斯ゝる偏頗なる處遇は好かし、加之拓殖省は其の餘刑執行の拘禁費

をも地方獄に於ては之を拒み、費用の支出を肯んぜず昨今内務省に於ても是等の餘刑囚に就ては詮議中なりと謂ふ、多分は最初内務省解釋の通り餘刑囚を地方獄に還送せしめ、而して集治監拘禁費は地方獄より支出することの評議にて一決し、送還の旨を近日各府縣へ通牒せらるゝならむと謂ふ

●四人及刑事被告人押送規則に就て

(改正の要點)

今般改正せられたる要點は主として押送費用にあり、從來の如く出發府縣を以て漫然その費用を負擔せしめず各押送を爲す官署之が負擔を爲すことと改めたるは極めて正當にして、元來押送の事たる警察事務にして従て各官署の事務は各々其の費用を負担すべきは事理の明白なる所なり、然れども之に就ては二個の例外あり、一は集治監に於て執行すべき重罪囚押送の場合、他は他府縣より囚人の送還を求める場合(例へば控訴囚呼戻の如し)是なり、前者は國庫費の四人なるを以て何れの地方費にても負担すべき限にあらざる事無論なり、是を以て本則第五條第二項にも之を明言せり、而して後者は素と押送の事由、法令の結果に依り

當然押送を爲すを必要と爲すに非ずして、他官廳の便宜に基き押送したるものなるを以て從て其の應府縣の費用を以て支辨せざる可からず

かくの如く費用支辨の方法を改正せられたれば希くは之に依て從來區々の弊に涉り且難問たりし押送費の件に就ては釋然冰解するに至らむ、既に押送費を各押送を爲す官署の負擔となしたる以上は保管もまた各官署之を負擔せざる可からず、死亡病中の費用等も亦各官署之を負擔せざる可からざるは自ら明らかならむ

尙此の他押送の方法傳遞狀の記入方等細密の點に至りては本年内發布せらるゝ所の細則に規定せらるべきを以て就て一覽するを要す

終りに臨て一の注意すべき事項は本則第九條にも明言せざる如く本則は軍衙と軍衙間に於ける押送に適用せざるものにして、軍衙と普通官衙との押送に至つては總て本則を適用すべきものとす、例へば軍衙の依頼を受けて警察官吏の押送すべきもの等は本則に依るを必要とするが如し、此點は宜しく注意して取扱はざる可からず尙是等の費用支出の點に至つては精しく細則に規定せらるゝならむ

●監獄費國庫支辨法案

(再燃の風聞あり)

各新聞紙上散見する所に依れば本期議會に於て監獄費議院か、新聞紙は謂ふ政府に於て既に其意向ありと、我輩は實說なるや否やを知らずと雖も、若し政府より提出せらるゝ事とならば財源等に於ても確たる據り所を有せざる可からず、増税問題の喧嘩しき今日此頃監獄費國庫問題とは一見怪む可きに似たり、さもとは之を以て彼に代ゆるの政策か、不幸にも増税問題成立せざるときは監獄費も自ら不成立ならむ、あれは監獄費問題は初期以來政黨の操縦問題と爲り了はんぬ、一たび味噌を附けたる監獄費、今日に至りて頻りに囁立つるものありと雖も我輩甚だしく之に重を置かず、縱令政府より提出せらるゝ事となるとも、議院の趨勢風波穏かならねば如何に落着するや定かならず

●看守服制の肩章

(貸與品と見做すべし)

看守給與品及貸與品規則には肩章の事項に就ては何等の明文なかうしより爲めに各府縣往々疑義を生じ或は

給與品なりや貸與品なりやの問合もありたるやの趣をもつべきものなるに依り總へて肩章は貸與品の例に依り取扱はるゝことより既に其の筋より通牒ありたりと謂ふ

○歐洲各國犯數の比較

(万國監獄會議統計書に據る)

歐洲諸國何れも再犯囚の多きことは同じ事其なり、條件附宣告の起る所以のもの偶然に非す、監獄は果して再犯囚を減すること能はざるか、左に参考の爲め今より五年前の統計を示し、如何に再犯囚の多きかを示さむ

本邦及各國在監者、初犯、再犯以上の囚、晝夜分房
囚及夜間分房囚比較表（佛國万國報告書抜譯千八百
九十二年分）

○逃走囚等の比較表

(歐洲各國に於て)

逃走の多きことに至つては實に日本は各國に魁たる

被告人及囚人脫監、病死、自殺、假放免比

死刑犯監視病死自殺假放免比較表 (一千九百八十二年末の調査に係る) 刑事被告人

國	名	利	吉	英	蘭	蘇
脫	醫	病	死	自	殺	男
醫	醫	病	死	殺	女	女
病	醫	病	死	死	男	男
死	醫	病	死	刑	二	二
自	醫	病	死	脫	八	一
殺	醫	病	死	醫	三	一
死	醫	病	死	醫	一	一
刑	醫	病	死	醫	六	一
脫	醫	病	死	醫	五	一
醫	醫	病	死	醫	四	一
病	醫	病	死	醫	三	一
死	醫	病	死	醫	二	一
自	醫	病	死	醫	一	一
殺	醫	病	死	醫	一	一
假	醫	病	死	醫	一	一
放	醫	病	死	醫	一	一
免	醫	病	死	醫	一	一

○浦獄務課長の轉任

三重縣參事官に

元獄務課長兼計表課長たりし浦太郎氏は今般三重縣參

事官に榮轉せらるゝことになり十九日頃出發赴任せらるゝと謂ふ、學士中獄務に鍛達せる氏の如きは稀に見る所にして各地の監獄官吏も皆氏に望を屬すること多かりしに突然去て地方に赴くこと、なりたるは氏の爲めには榮轉資すべしと雖も、斯道の爲め心残り多き事共なり聞く所に依れば氏も監獄には縁故なき官職に就くとは云へ尙將來十分に斯道に心懸けむとの事なりし、尙その後任は未定なれども多分は小河事務官之に該らるゝならむと云ふ

●朝鮮人の監獄見習
(金鎔濟氏監獄局に勤仕)

大韓國派遣留学生金鎔濟氏は一昨年より内務省に於て事務見習として各局に勤仕し居りしが此度監獄局に出務、専ら監獄事務見習に餘念なし、見習期間は凡そ一箇月の豫定にして實地に就う東京の諸監獄とも視察すべしと謂ふ、氏に依て大韓國監獄制度の釐革を見ば幸慶之に如くものなからむ

●局員三浦上田両氏の監獄視察
(關東關西地方へ)

局員三浦貢氏は東北地方秋城、福島、宮城、青森等の諸

縣へ、全上田定次郎氏は京都滋賀、岐阜等の諸縣へ何れも監獄視察として赴かれたり、歸京の期は本月二十日前後ならん、錦囊着し歸る所のもの何物ぞ、聞くに從て序へる所からむ

海外監獄近況

●五十年間入監の結果

茲に現今監獄制度の効果如何を顯はすに足るべき最も適當なる實例あり、即ち數年前ボヘミヤ府バンクラットツ監獄に於て起りたる事件是なり、五十年間入監をして有名なるジョセフ・ヘルと名づけたる四人は一日典獄の入監中最も記憶すべき處遇法は如何なるものにやどるかの訊問に答へて曰く閣下よ、希くは子をして再び法廷に引致せしめよ、而して其の宣告を受けたる四人を見ること樂しけれと

左の二項は文字拾ひの際文撰のもの誤つて原稿を前後し校正者又心づかず印刷に付し竟に雜錄欄に組込む能わざりしものに付き茲に挿入し讀者諸君に深謝す

校正者百拜

●監獄官吏の略服

(禮裝と常裝とを兼ね)

今般略服制定せられたるに依り服裝規則中正裝なるや若くは常裝なるやに就き一個の疑問なりしが此程監獄局長より左記の通牒發せられたる次第なれば之に依り常裝又は禮裝に代用し得べきこと判然せり、今参考として通牒文を左に掲ぐ、因みに記す尙禮式は警察官吏禮式に依ることに不目訓令せらるべしと謂ふ

○監甲第九號(明治三十年十一月二十六日)

本年勅令第四百號ヲ以テ典獄分監長看守長ノ略服相定メラレ候處畧服ハ總テ明治二十九年當省訓令第十號及同年拓殖務省訓令第二十號服裝規則中ノ常裝ニ該當スヘキモノニシテ事項ニ依リ畧服ニ正帽、正緒ヲ若裝シ禮裝ニ代用スルモ妨ケナキ義ニ有之候間經同ノ上此段及通牒候也

参照

(一)典獄看守長看守服装規則(明治二十九年十一月)抄錄
第三條 典獄看守長ノ禮裝トハ帽、衣、袴、刀、正緒、手袋、下襟ヲ着裝スルヲ云フ

(二)典獄、分監長、看守長、看守ノ畧服制定ノ件勅令第400號ハ本號ニ載ス
モノトス

(二)典獄、分監長、看守長、看守ノ畧服制定ノ件勅令第400號ハ本號ニ載ス

●巡回看守俸給支給細則の疑義

(疑義二、三件参考の爲め)

俸給の支給期日及豫備後備の軍籍に在る者召集の場合に於ける支給等に至つては改正の俸給支給細則に其規定見へざるを以て各府縣一様に疑義を抱ける次第なりしが、聞く所に依れば警保局長より左の通牒ありと謂ふ

○警甲第四一號(明治三十年十一月二十七日)
警保局長ヨリ縣知事宛
巡回看守俸給支給規則ノ義ニ付別紙ノ通鹿兒島縣へ

回答及候條爲御参照此段及通牒候也

(別紙)

鹿兒島縣知事問合(明治三十年九月十七日)
西第一三四二〇號

本年五月勅令第百四十九號巡回看守俸給令ニ據レハ俸給ノ支給期日及豫備後備ノ軍籍ニアルモノ召集ノ場合ニ於ケル支給ノ規定無之就テハ十九年十月御省令第二十三號右勅令ニ抵觸セナル廉即チ第一條第五條第六條ハ猶現存候義ト相心得可然哉爲念此段及御問合候也

警保局長回答(明治三十一年十一月廿七日)
警甲第四十一號

本年九月十七日付四第一三四二〇號ヲ以テ巡回看守

俸給支給規則ノ義ニ付御問合ノ趣了承。第一條第六條ハ改正俸給令ニ依リ消滅スヘキモノニアラス其他ノ項條ハ俸給令ノ施行ト共ニ消滅スヘキモノト存候經

同ノ上此段及回答候也

参照

内務省令第二三號(十九年十月十六日)(抄謄)

第一條 巡查看守ノ月俸ハ毎月末日ヲ以テ支給ノ定日トス但休日ニ當ルトキハ繰上トス

第五條 豫備及後備軍籍ニアル者召集ノ節其出發ノ日ヨリ歸署ノ前日迄ハ俸給ヲ支給セス

第六條 右ニ掲タルモノ、外ハ判任官俸給支給細則ニ依ル

を起し、相憐の意端なく相見の念を起さしむるに至る、其の眞實の在る所を覗味し來れば斯の如き容辯は體に社會の一元員たるを失ひ益々非社會的に進入したる徵候と謂ふべとなり

現今多數の邦國に在ては何れも監獄制度としてジョセフ、ヘルに對する者の如く長年月間の拘禁を以て四人

の改善を計らんとするの方法を探れり、其の入監時よりも千百倍社會同化の一元員たらむことを期す、其趣旨や誠に善し、然れども人類は絶對的無精神なる者に非ず、常に一種の希望を有す、茲を以て長年月の拘禁は巧みに之を利用するに非ずんば、真個の目的を達する能はざるへし、所謂神聖なる光明は正當なる待遇に依て益々輝き渡り其の性質を一變するに至るべきや必せり矣

吾人は誠に此方嚮に向て進みつゝあるは明かなりと雖も其の速力甚だ鈍く、却て急劇の改善を望む殆んど進行せざるもの、如し、若し監獄制度にして改善策よりも、寧ろ懲罰的に傾くこと多ければ、從て非道不満足なる結果を呈し、囚人をして改悛せしむる能はず、長年月を要するに從ひ益々劣情を馴致し而して社會に

入り込むに至らむ
苟くも牢世期間ジョン・ハワードの如き主義を實行し來らむには遠ずらずしてジョセフ・ヘルの如き人物を產出するに至らむ

獄事雜俎

●ルーバレ監獄所見の續稿

岳洋生

本監作業種類の重もなるものは靴工、機工、製本工等にして何れも皆分房に於て就役せしむ機臺の如きは概して我國の者に比すれば其の格好大きやかな方に見受けぬ然かも之を監房内に据へ付けて格別、窮窟を感じるが如きことあるを見ず而して製本は重もに聖書又は小學校教科内等のものにかかる亦た以て其の注意の深きを見るべとなり

病因は平均十七名内外の間に居ると聽く死亡は一年十名以上に及びたることなしと云ふ在勤三十有餘年、晝一日として監獄醫務を離れたることなしと云べる(本誌前號參看)熱心堪能なる監獄醫長の下に支配せらる

監獄のとはいわれば衛生上、這般の如き好成績を見るは固どより當然のこと、言ふべきなり分房と精神病との關係に就て該醫長の確認する所に據れば活用、苟くも其の宜しさを得當局者として能く醫學上の要求を立て實行するの寛量と能力とあらば分房は決して精神病の上に些少の影響をだに及ぼすべきものに非らず是れ氏が十數年來の實驗に由て斷証し得る所にして本監創立以來、今日に至るまで多少の精神病者を出さざるに非ずと雖モ是種のものは縱令ひ分房に拘禁せざるも若くは又全然、監獄に繫禁せざるも自由人として既に精神病に罹るを免かれざりし所のものなり云々と、浴室六房ありと覺ゆ毎月、凡そ二十五名充入浴せしむるを以て定規とす冬季は温泉とし夏季は多く水浴を取りらしむ歐洲諸國の監獄に於ける入浴の度數は概して我國に比し季節に拘はらず一般に少なき方なり是は獨り監獄に於てのみ然るに非らず普通國風の然らしむる所殊に下等社會なきに至りては一年何回と云ふほどの少數にて中には終身殆んど一回も全身温浴の味を知らざり云ふが如きものさへ稀有の例に非らず彼れにありては入浴は給ふも必要の監澤とも稱すべく其の一週不

即下に僅々七分間を出でずして一囚も餘さず盡く教誨の聖場に參集し終はる出房繰り出しの間奏樂あり唯た樂の洋々朗々たるを聽くのみにして出盛の静かに澄み渡りたることは恰かも無人の境の如く廊下を急く囚徒の足音の如きは殆んど一點も耳に入ることなし、中央看守所には翼に面して各々二名の武裝せる兵卒を配置し下士を併はせて總數十一名(五翼あり)とす、典獄すた正裝を着け看守長及び看守若干名を引率し中央看守所の中央に其の位置を占めて監察す

白里義は舊教國なり故に在監人の最多數は舊教徒に屬す、子が視察の當時、在監五百囚の中、新教徒二人猶太教徒一人あり是等の者は聖場に於ける總囚教誨の席に參列せしめず別に主管の僧侶をして教誨せしむ

教誨の間は三十分計り、神儀（即ち神禱禮拜唱歌等）を執行すること一時間餘に涉る時々奏樂を交の奏樂は神事必要の儀式にして啻だに心耳を清澄ならしむるのみならず自ら敬神畏法の念を加はしむるの感あるを覺ふ總じて舊教にあつては新教に比すれば萬般の儀式鄭重を極はめ聖場の如きも其の構造と云ひ裝飾と云ひ

壯嚴至らざるなく吾々異教徒の者すらも一たび闇を拂して此の聖場に入るときは所謂「なにものゝればしまさかは知らねども」唯だ何んとなく敬仰虔信の感にうたるゝの想ひあらしむ若し夫れ聖場當日の光景を形容して之を言はゞ
御燈の光りは神威をあらはし宮前の花は神徳を表す讀經の聲はみぎりに響き振鈴の音は雲に通ひ韻藪蘿の供へ鼓笛名香の馨り玉の殿宇にいさぎよく朱のみずがきにみちゝたり禮奠信仰、長官をはじめ大小の役人さしも兎惡無道の囚徒の面々に至るまでも何れも敬神畏法の外に餘念なく深く丹誠を凝らしてぞ見へにけり
囚徒の座席は一々板壁を繞ぐらして之を區割し嚴に互ひに相見ることを得ざらしめ看守は一段高き處、通觀に便なる位置に點在して見張りとなす典獄以下諸官僚の座席は神壇の直下に之を設く官吏も亦た各々一部の聖書を携帶し(戒護看守も亦た然り)讚美歌の如きも囚徒と齊しく肅然直立して一聲に之を謳ひ祈禱其他の神儀に服事することも亦た官吏と囚徒との間に毫も相異る所あるを見ず故に其の官吏の聖場に在るは決して立

壯嚴至らざるなく吾々異教徒の者すらも一たび闇を拂して此の聖場に入るときは所謂「なにものゝればしまさかは知らねども」唯だ何んとなく敬仰虔信の感にうたるゝの想ひあらしむ若し夫れ聖場當日の光景を形容して之を言はゞ
御燈の光りは神威をあらはし宮前の花は神徳を表す讀經の聲はみぎりに響き振鈴の音は雲に通ひ韻藪蘿の供へ鼓笛名香の馨り玉の殿宇にいさぎよく朱のみずがきにみちゝたり禮奠信仰、長官をはじめ大小の役人さしも兎惡無道の囚徒の面々に至るまでも何れも敬神畏法の外に餘念なく深く丹誠を凝らしてぞ見へにけり
囚徒の座席は一々板壁を繞ぐらして之を區割し嚴に互ひに相見ることを得ざらしめ看守は一段高き處、通觀に便なる位置に點在して見張りとなす典獄以下諸官僚の座席は神壇の直下に之を設く官吏も亦た各々一部の聖書を携帶し(戒護看守も亦た然り)讚美歌の如きも囚徒と齊しく肅然直立して一聲に之を謳ひ祈禱其他の神儀に服事することも亦た官吏と囚徒との間に毫も相異る所あるを見ず故に其の官吏の聖場に在るは決して立

會とか臨盤とか云ふが如き旨趣に出づるに非らずして全く囚徒と均しく詣拜受教の恩澤に浴さんと欲するにありて其の戒護に任する所の看守すらも祈禱其他の神事を營むの間にありては低頭祈願に餘念なく眼前殆んど囚徒を見ず心中絶へて戒護の職務にあるを知らざるものゝ如し、教誨師は實に聖場に於ける唯一の主權者にして聖場に在つては典獄と雖も將だ其他如何なる高貴の官職位階ある者なりと雖もすべて教誨師の命令に服従すべき義務を有す。

聖場に在つては戒護看守と雖も盡く脱帽して禮容を正しムス是は獨り戒護看守のみならずまた神儀執行の場合のみに限らず平常閉鎖しある場合と雖も何人に論なく聖場に入る所のものは必らず脱帽するを要する例規なり（各國亦た皆然らざるはなし尤も新教に屬する教誨堂に於ては稍々其趣を異にし平常無事の日に於ては此に入る者必ずしも脱帽するを要せざるものゝ如し）

彼れに於ける所謂日曜總囚教誨と稱する所のものは我に於けるものと全く其の趣を異にし彼れに在つては教誨（寧ろ說法と稱するを適當なりとす）は附加物にしては此に入る者必ずしも脱帽するを要せざるものゝ如し）

要に應じ時々之を變更することあるを以て斯くは毎日毎に典獄再檢閲を要する所以なり）檢閲終れば官僚は順次各々其の前日來處理したる所の事務其他諸般の主管事項に就て報告をなし典獄は之れに對して一々指揮をなし又は了承の挨拶をなす次に典獄は前日以來當日までに受領したる所の書類をば一々閱了して手づから之を各課主務の官吏に授け常例なきものは具さに其の處理の要領を示し或は自ら起草したる案文を與へて之れが處理を命ず右終つて典獄は一般に對し必要な二三の事項に關する訓示をなし又は疑義質問等に應じて解釋を施し説明を與ふ。次に看守長の報告あり（事務官吏は副典獄を除くの外、此時すべて退出して席に非らず）戒則、面謙願其他戒護に關する諸般の要項を報告す終はつて看守部長をして報告せしむ（看守長は尙ほ其の席に止まり姿勢を正して直立しあり）部長は客翼一人宛の割合にて總計五人あり等級は同じからず帽線に由て之を區別す部長は報告の際各々其受持部内の飲用水を小瓶に入れて携帶し一々之を典獄の検査に供す報告の後典獄は一場の訓示をなし終はつて部長をして典獄席の後面に整列せしめ夫れより犯則あり又は面

謁を請ふ所の囚徒を一人づゝ召喚し典獄自ら之を審問し或は其の請求を陳述せしむ而して其の懲罰すべきものに對しては典獄直ちに之を決定し一應陪席する所の副典獄看守長等に對して之を質す而して其言渡は看守長をして之を奉行せしむるものゝ如し（報告書又は犯則審問等の實況は獨逸に於けるものとは多少其趣を異にする所なきに非らずソハ別に記述する所あるべし）當日犯則者一人（故意を以て檻扉を毀壊したる者にして屏禁一日を以て之を罰せり）面謁を請ふ者三人あり（一人は購求、煙草の疎質を訴へ一人は親族の來訪を促がすが爲めに特に通信の許可あらんことを請ひ一人は房内床虫の攻撃に苦むことを訴ふ但し此の床虫の苦情は作業の轉換を求むるの手段にして囚徒慣用の口實なりと謂ふ）床虫の苦情は獨り白耳義に於てのみならず歐洲各國の監獄に在ては到る處之を聽かざるはなし當局者も亦た之を驅除するが爲めには苦心至らざる所なきものゝ如し

因みに云ふ近時我が監獄に於ても往々床虫の害あることを傳聞す木造の建物に於て一とたび此の侵襲を報告の後典獄は一場の訓示をなし終はつて部長をして典獄席の後面に整列せしめ夫れより犯則あり又は面

段も殆んど皆な一時の姑息法たるに過ぎずして一も根治的効驗あるを見ざるものゝ如し獨逸等の監獄に於ては近時床虫驅除法として「コロキンテン」Colquinine と稱する薬剤をば熱湯に浸し之を以て房壁諸器具等を洗濯するに驅虫の効最も顯著なるものありと云ふ本造なる我が監獄等に適用して果して効驗ありや否を知らざれども之を試用すること亦た無益にあらざるべしと信ず

四徒は五十歳以下總べて修學の義務を有す書籍室あり
藏書の富饒なること實に健美に堪へず聖書あり小説あり
紀行あり傳記あり修身道徳に關する種類より農業理化に
涉る書籍に至るまで百科、幾んど備はらざるものなしと云ふも可なり中に就き最も多數を占むるものを
小學教科書に屬するの種類とす英文又は獨逸文の書籍も亦た少からず書籍室は兼て之を教師の詰所にて教
師をして主管せしむ配置整然出入を明らかにし検索を
便にす試みに書棚に就き日々四五冊を取り出して之を
披閱するに久しき歲月の間に於て幾百幾千の手に觸れたることなれば多少の汚染あるは免かれざる所なりと
たれども小破も能く之を補貼縫綴し古びながらも秩然と

他の監獄に餘まり其の例を見ざる所にして殊に予が感
じを惹き起したるものゝ一に屬す、簡にして然かも能
く監獄教育の成績を見るに足るの便法と謂ふべし我が
監獄などに於ても試みに此の方法を採用し或は一の特
別帳簿を作るなり若くは自分帳簿の内に之を駁込む
亦た便なるべく兎に角予は我が當局者の之を歓迎せら
れんことを切望す

◎各國獄制實話

◎ボアツシ一集治監

翻譯

加地鈔太郎君述

三書狀及小包郵便料

四家族の救助金、但し其赤質証明書あるを要す
五處罰前囚人に於て損害を與へたる民事原告人若くは

本監に於ても囚人の作業に依り得たる賃錢又は入監の際持參し若くは在監中所持して差押へられ又は原因の如何に拘らず在監中受領したる一切の金錢を以て囚人の所有金と稱す

して聖き書冊の体裁を保ち内部の如きも亦た些かも樂書其他故意又は過失より損漬毀壊したる等の跡あるを見ざるは平生當局者の注意の深く至れるものあるを想像せられ洵どに敬服の感に堪へざらしむ。囚徒は其の出入の際之れに對してすべて筆算の試験をなし其の結果を簿冊に存す即ち教師は一の帳簿を調製し置き一枚を以て囚徒一人に充て一面には其の入監の際に於て試験したる輕易の作文(日用往復文の類)又は算術の結果を自記せしめ他の一面には放免出監の際に於ける同様考試の成蹟を再び又自書せしむ故に一目之下誠然として各囚徒が在監幾年の間に於て如何なる程度まで教育學力の進歩したるかの實況を知るを得へく教師苦心の結果も亦た直ちに之を表顯するを得べし實見する所入監の際多くは氏名の記入すら覺束かなきのものも出監の時には普通往復文の如き差支へなく之を綴り(中には高雅なる論文記事の類をすら作る者あり)筆蹟また大に見るに足り殊に算術の如きは當初二の加算すら満足に出來ざりし所の者も出監の際には乗除若くは相應に複雜したる比例法の問題に就ても誤算なく能く之れに解答し得たる者あるを見る此方法は

するものとす相之に對し債權を有するものは該金員より辨濟を受くるを妨げず
囚人の所有金を費消金及貯蓄金の二種に分つ

費消金に属するものは作業益金より附與せら

の半額獄内學校の助教、教會室の唱歌者、又は寢室の看守者となりて附與せられたる手當金、入監のとき持參若くは差押へられ及在監中送付せられたる金員、在監中所有物品を賣却したる代金並に内務大臣の許可を得たる例外の収入金等なりとす
費消金は左の費途に之を充用することを得
一補充食物の購求代、但し規則上購求を許されたるものに限る

二在監中許可を得たる衣類、書籍及其他雑品の購求代
三書狀及小包郵便料

五處前四人之於工員害之與一死的民事原告人

へたる損害の賠償金（法第126条の規定によるもの）は内務大臣の許可したる例外の費用

八裁判費用の辨償

九放免の際残金あるときは囚人の利益の爲め使用する費途若くは本人に下付する金額

貯蓄金は刑の種類に依り附與すへき工錢の半額を以て之に充つ若し囚人にして作業に就くこと能はざるときは内務大臣の許可を經て貯蓄金の内を以て補充食物請求代、家族救助金并に裁判費用の辨償金に流用するこどを得

放免の際貯蓄金を以て支辨すべき義務あるものは衣服代并に囚人の選定に係る住居地までの旅費なりとす裁判費用の全額を費消金より支辨するは出獄の際貯蓄金より旅費及衣服代を控除して尙ほ百佛の殘金ある場合に限る蓋し此殘金にして右の額に達せるとときは費消金を以て之を補足せしむるを要すればなり

四人は出獄の際左の方法に依り其所有金を受領す

本監と囚人の選定したる住居地との距離に依り旅費を支給す其額は「ミリアメートル」（我三千三百三十丈餘ニ當ル）に付汽

在監一年以上のもの	八一 <small>佛</small> 七六
全二年全	一八七、五四
全三年全	三七三、五四
全四年全	四〇七、〇一
全五年全	五六二、七八

車に在ては六十五山（一山ハ我四厘内外ニ當ル）馬車に在ては一佛六十山又徒步に在ては三十山とす但し途中必要なる賄費は別に之を給す此の如く金券の仕拂方を嚴にするときは出獄人をして放免早々其所有金を徒費せしむるか如き憂少なかるにし

囚人出獄の際之に支給し得べき所有金残額の平均左の如し

在監一年以上のもの	八一 <small>佛</small> 七六
全二年全	一八七、五四
全三年全	三七三、五四
全四年全	四〇七、〇一
全五年全	五六二、七八

此金額は人物并に作業に依り著しき差異を見る即ち三年在監せる者の所有金の平均殘額にして在監四年の者よりは多額に上るものあり但し其人員は三年の者六十

人四年の者四十六人の計算に依る

◎ ルイアンの輕罪監

囚人入監の際持參し若くは入監の時と後どと問はす其預入若くは差押へられたる金錢は之を監獄の金庫に納め特別の帳簿に登記し且同時に各囚の覺帳に之を記入す是れ即ち囚人所有金の基本を爲すものなり又本監に於ては刑法第四十一條の規定に依り一日平均五十四山の作業賃銀を給與す

此工錢を二分し一半は囚徒在監中の使用に供し一半は出獄の際まで貯蓄せしむ此第一の一半と先に記載したる所有金と合して所謂費消金となし自由に費消することを得せしむ

此費消金を自由に使用することを許されたる費途左の如し
一補充食物請求代、但し其額は麵包を除き一日三十山乃至四十山トス

二臨時費(即ち健康上必要なる衣類)依へば下着、下股引の類教科書并に受教育器具等の請求代

三書状及小包郵便料

四家族の救助金、債權の辨償又は取得に關する謝禮金、

質物の受戻代等

五裁判費用の辨償

在監中貯蓄金を他の費途に充用することを許さず然れども千八百八十五年の勅令第七十二條は止むを得ざる事由を証明するときは典獄の決裁に依り例外として之を他の費途に用ゆることを得せしむ然れども此事たる合に於ては内務大臣の許可を要せしむ今其一例を舉れを執行する監獄に於て行ひ來りたるに過ぎず但し此場は費消金を費消し盡したる後囚人の家族救助金若くは衣服代等を義務的に囚人所有金より支辨せしむるか如きことなし

是れ蓋し在監人の種類に基くものなり即ち一方に於ては被告人にして無罪となるときは直ちに放免せらるゝを以て之より其費用を取立るの途なるべく又一方に於ては短期の囚人は在監者中の大部分を占むるものなれども其作業の收入は到底十分なる額に達せず加之は

等のものは多くは監獄所在地の住民なれば其居住に還るに付旅費を要するもの極めて稀なり而して此未決人並に短期刑の囚人は在監の日數短きか故に特に衣類の新調を要せず入監のとき着用せる衣類にて事足る場合

得あるなり
本監に於て短期刑の最下限は僅々二十四時間に過ぎずして三ヶ月を出其最上限と雖も一年を越るものなし而して三ヶ月を出てざる四人は最多數を占む

ものあらは放免の際特に洗濯若くは修理して之を附與するを得へきを以て特別の費用を要すること稀なりと謂ふへし

狀なるを以て出獄人は一人平均十三佛十山餘の殘餘金を有する割合に過ぎず而して金額は平均額なるか故に若し夫れ各人に就き之を見るときは刑期一ヶ月の囚に在ては其所有金殘額數佛に止り又十日以下のもの

獄人監獄の門を出るや此金錢を徒費し若くは其衣類を賣却するか如きことあるも亦之を如何ともすへきなし
監獄署は是等の弊害に對し單に德義的方法を以て之に當るを得へきのみ即ち囚人にして稍や多くの所有金あるものは之を貯金所に預けしめ以て貯金帳となすにあ

にありては僅々二三山若くば皆無に歸するに至る
然れども一年以上在監する者に在ては其一人の平均額
は百十二佛十七山餘に當る但し此金額は在監中費消全額
を以て仕拂ひたる一切の費用を控除したる殘餘なりと
知るべし

り此の如くんは其仕拂の手續、時間等に制限あるか爲め出獄當時の情慾を逞ふする能はざらしむ又監獄所在地より多少遠隔せる土地に對する郵便爲替券となすときは亦此弊害を避くるを得へきなり
是等の方法たるや地方廳の發意に依り施行せらるゝ所なるも現行規則に依れば義務的に之を命令することを

サン・チーリル 國立感化院
在院子女の所有金は左の金員を以て成る
一子女入院の際所持し若くは入院後受領せし金員
二子女入院中作業又は善行に依り賞與として下賜せられたる金員
右金額を二分して費消金及貯蓄金となす

賞與若くは個人の爲めなしたる作業の賃銀として附与せられたる金員も亦之を二分し其一半を費消金に充て另一半を貯蓄金に入る
子女の持參又は入院後受領せる金員は皆之を費消金に入る

るものとす其貯金帳は場合に依り之を出院者又は其親に交付す但し該金額は子女の成年に達する後にあれば之を該子女に拂渡すことを得ばらしむ但し内閣大臣に於て其以前の仕拂を特許せる場合は此限に在り

抑も金員を貯蓄するの目的は子女をして出院の際第一の需要に充つべき資金を作らしむるに外ならざるを以て規則上子女の責に歸せざるを得ざる損害賠償（例へば作業の拙作、物品の毀損等の如し）の外は此所有金を費消する事は得ざらしむ

終的に出院せしめられた子女には其所有金中より凡そ十佛の現金を給與す
若し其殘金にして少額ならざるときは該子女の名義にて
なし出院後之を引取るへき者に宛てたる郵便爲替券を以て
不_レ告其残金にて一五郎以降の年月日を記入せしめ
候事

院長は費消金を有する子女には賞與として毬子、獨樂等の如き雑品の購求を許すことを得
千八百六十四年の規則に依り子女の所有金は會計書記に於て之を管理す

帳どなす
陸海軍の兵役に就くことを許されたる子弟は其所有金より凡そ十佛の現金を給與せられ其余は本人の名義以て之を貯金所に預入る然るときは其貯金帳は少年支

凡そ子女には其入院の際所有金覺帳を下付す此帳簿は毎に金錢の收支を記入するものにして毎月之を子女に下渡して其記入の事項を知悉せしむ
規則の明文に依れば假出院を許されたる子女の費消余及貯蓄金は五佛まで現金にて之を下付することを得而して其残額は其名義に依り之を最近の貯金所に預入

陸海軍の兵役に就くことを許されたる子弟は其所有金より凡そ十佛の現金を給與せられ其余は本人の名義にて之を貯金所に預入る然るときは其貯金帳は少年主願兵協會長に於て之を預るものとす
由是觀之貯金帳は出院の際子女をして其所有金を浪費せしめさるの方法たるに外ならず故に子女をして緊急なる正當の費途例へは疾病治療費、器具衣類の購求代等に供せしむる能はざるの不便なかるへし何となれば其成年に達する以前に實際金錢の必要ある場合に於て之を

は内務大臣の許可を経て其貯金の全部又は一部を使用し得るの途あるを以てなり
出院の際に於て所有金に關し特に注意すべき條件を左に記すへし

本院に於て賞典として採用せる方法に因れば子女所有金の基本たるべき賞典の點數は全く其行狀の如何に鑑す故に六年間在院せる幼年者にして普通の點數を得たる者は其出院の際に於て在院僅に三年なるも常に優等點を得たるものよりは所有金額の少なきを見るなり又本院の子女にして個人に委托せらるゝもの頗る多くして即ち十五歳以上の子女總員の百分の四十四以上に及ぶを以て隨て是等の子女に在ては其勞働に對する償銀は渾て貯金となし貯金帳を以て之に支給するが故に

各地通言

各縣署名	區別	月別	工錢	延人員	一日平均工錢	一時間工錢	給與口錢
埼玉縣監獄署	廿八年八月	二〇〇〇四三	二七三元二	四〇〇〇	一四四兩	二五九三九	

各縣監獄署作業工錢比較表

神奈川縣監獄署	全	一〇九八八
群馬縣監獄署	全	一四〇六〇
靜岡縣監獄署	全	一四〇六〇
福島縣監獄署	全	一四〇六〇
山梨縣監獄署	全	一四〇六〇
長野縣監獄署	全	一四〇六〇
宮城縣監獄署	全	一四〇六〇
	小計	五〇九五五
	大計	一五〇九五五

各縣監獄署作業工錢比較表

各縣署名	區別	月別	工錢	延人員	一日一人	平均工錢	一時間	日給	給與口錢
靜岡縣監獄署	廿九年八月	一〇五、三八	三三、八五	四四、三七	〇四九一	三〇四、五三	二七〇、六四	二七〇、六四	一〇四、五三
埼玉縣監獄署	全	一〇五、四二	三五、八〇	四五、一八	〇四三五	三〇四、五三	二七〇、六四	二七〇、六四	一〇四、五三
神奈川縣監獄署	全	一〇五、四二	三五、八〇	四五、一八	〇四三五	三〇四、五三	二七〇、六四	二七〇、六四	一〇四、五三
群馬縣監獄署	全	一四〇、六〇	二九、九〇	三八、三強	〇四〇強	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
福島縣監獄署	全	一四〇、六〇	二九、九〇	三八、三強	〇四〇強	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
宮城縣監獄署	全	一四七、三四	三一、八八	三五、〇十	〇二七九	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
山梨縣監獄署	全	一四九、六四九	三一、八八	三五、〇十	〇二七九	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
長野縣監獄署	全	二七一、五四	三一、八八	三五、〇八	〇二七九	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
		八八、二六	三六、五〇	三五、八八	〇二七九	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
		三六、五〇	三三、六五	三五、八八	〇二七九	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七
		三六、五〇	三三、六五	三五、八八	〇二七九	三〇三、三七	二七〇、五七	二七〇、五七	一〇一、七七

其金員は普通在院者の所有金よりは多額に上れり
千八百九十四年に於て在院子女の所有金總額は平均一人五十弗にして則ち最下額は十二弗〇五山最高額は一弗五十八山に當るに過ぎず然りに他へ委托せられたる子女の貯金帳の金額は一人平均百十弗にして即ち最少額は五十弗最高額は三百六十弗に上れり
會計書記の手に渡されたる貯金帳の金額は千八百九十四年十二月三十一日に於て四千四百四十三佛五山に達す但し此時未だ雇傭契約の満期に至らざる他の委托子女七十四名の賃銀は此中に算入せず

正誤等の前號及本號本記事中佛貨の處に於て

質疑應答

◎應答

●第一百四十二號落岳生君に答ふ

見 盛 山 人

本問題は甲乙二説あり。雖予は更に内なる一説を主張せんとするものなり。今先づ其両説の欠点を論じ次に予が説を述べんとするもの。甲説此説に従へば換刑を重禁錮宣告の日より中止するときは被告人の不利益最も大なりと謂ふべし何ざなれば重禁錮の確定ざる間に徒然に無益の日数を経過するものにして若し一朝上訴の未無罪の言渡あつた時は遂に被告人の大不利益を來すべげばなり。

乙説此説に従へば二個の刑を同時に執行するの恐れあるものと謂ふべし。併し何んと云はば刑は刑法第五十一條に従ひ其宣告の日より起算するを以て重禁錮確定前即ち猶豫期間内は重禁錮の刑期中に更に換刑を執行するものなればなり(但し乙説は言辞不足であるを以て此の欠點を見る)。雖は然論せば予と同義なるやも斗り難し。

丙説即ち予の説は換刑を重禁錮の確定前日迄條件付にて執行す即ち重禁錮確定せば刑法第五十一條に従ひ其宣告の日より起算するを以て執行せざるものと見做したる。又同時に週り重禁錮の刑期に算入し若し重禁錮無罪となりたる時は換刑は依然之を執行したるものとす而して重禁錮執行の後残る換刑を執行するとは甲乙兩説を同一

利害如何と云ふにあり本間に對して手續上別に明文なきも苟くも刑の猶期に至る迄は之を執行せざるを得ざるは敢て疑なからべし即ち典獄は判官に令狀を請求し再び召喚若くは引致して本刑滿限に至る迄執行せざるを得ず實に典獄過失の爲め放免者は非常の不利を蒙りしが雖も典獄過失の爲め刑の消滅せしものにあらざればなり従ふて出獄中の日數は刑の執行を受たりと云ふを得ざれば勿論刑期に算入することを得ざるべし間者以て如何と云々。

○囚人信仰上の書籍に就て
在長野社會生

寄書

押も信仰の自由は、即ち、眞心の自由なれば、憲法なり。之を確保するも

他の自由を確保するか如くならざる可からざるや。論を俟たず。否一層大亞に保護せざる可らざるなり。然り而して、信仰は、専ら、人心に關し國法の關涉すべき限りにあらずと雖も、其外部に表はれて、安秩序を妨ぐるが、如き事あるが、若くは、臣民なる、義務に背く時は、國家に之に關涉せざるべからず。然り我憲法は明に左の條文あり、

第二十八條日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背く時は、國家に之に關涉せざるべからず。然り我憲法は明に左の條文あり、

憲法既に、信教の自由を認む、然らば、即ち囚人たるものは信教の保護を受くるや、否や、此れ研究を要する問題なり。思考する所あらしめんが爲なり、轉迷開悟する所あらしめんが爲なり、寛解融和する所あらしめんが爲なり、感化興起する所あらしめんが爲なり、寛解融和する所あらしめんが爲なし、文字を解し、職業を知るの民となつて、社會に住する地歩を得しめんと欲するにあり、

なりこそ若し右の如くせば後日無罪なりと雖甲説の如く未決の間日空過の恐れなく將た乙説の如く二刑同時に執行するの嫌なからべしと信す問者以て如何と云々。

●第一百四十二號答案

熊本一寒生

問者は主刑罰金換刑禁錮執行中更に餘罪を犯し重禁錮の言渡を受たるとき其刑の確定する間にある日数は扣除するか將た懲役執行すべきものとするかと云ふ問題に對し甲乙二説を數衍せられたり刑法第五十一條に刑の裁判宣告の日より起算す云々由之觀之れば餘罪の爲め宣告ありたるときは其宣告と同時に換刑執行は中止して裁判確定を待ち主刑罰金の後換刑の殘期を執行すべきものなるとは法文上毫も疑なきものとし何ざなれば確定せば執行するものと得す。同第51條に依り執行せばなり若し乙説者の如く確定猶豫間に殘刑執行ありたるものと看做せばなり。猶豫期間は殘刑執行ありたるものと爲し五日を扣除することせんか實に奇怪なる結果を呈せざるを得ず何ざなれば執行は受けざるも第51條の明文に基き執行ありたるものと看做せばなり。然し乙説の如く確定猶豫間に殘刑執行ありたるものと爲し五日を扣除することせんか實に奇怪なる結果を呈せざるを得ず何ざなれば执行は受けざるも第51條の明文に基き執行ありたるものと看做せばべきものにあらざればなり。如何と云々は確定猶豫期間の日数も五十一條の明文に依り執行せばざるも又換刑執行も之れを爲すと云ふを得ざるに至るへし豈に如斯の理あらんや依て吾輩は甲説の正當なるを認むるものなり。

●第一百四十三號答案

全

本問要するに放免せば、さらざるものを典獄の過失に依り刑期未満のものを放免せし場合に當り典獄は如何なる手續を爲すべきか又放免者の

も監視式や、監制に服するに非ずる事無く、其程度に、漏する時に於ては、漏へば、鐵製の器械の如く、動作する事、思慮し、人類をして、無用の警報するに、終るのみ、類少なき事にそらる。宜しく活潰あるの土をして、司獄の監督者たらしめ、亦其の部下をして、司獄事業に精通せしめ、圓滿なる、神聖なる、司獄の府たらしめ、亦た囚人をして、心服し、夏暑に復歸せしむる方法を、研究せずして可ならんや、若し然らざらんか、徒に看守の、新陳交代の無経験なる、者をして、囚人を弄すの、製なき能はざるなり、其結果は、司獄官と、囚人と、其の地位にて、實際上、主客轉するの思ひあらしめ、囚人に、直接する看守は、清弱なる、器物なり、只たに、机上の空論に走り、一種異なる、現象を呈するに終らざらんか、若し然りさせば、豈に之を慨せしめて可ならずや、淡學なる余輩が、囚人論を作る、當局者、参考ともなりたらんには、望外の幸ひのみ、

◎一家を治め品格を保つの義務

在長野　社　會　生

監獄の改善は、種々なる方面より、改良するを認む、一家を治め、品格を保つの義務、然り、根本的の改善は、司獄官の精神的の改善を意味す。家庭の完全を意味す、然らば、即ち、夫人は家庭の内政を統治し、男子は外に對する事を勤む、男子は外務大臣たらば、婦人は内務大臣たり、若し此の定義をして、大過なりしきせば、婦人の任務も、重且つ大なりと言はざるを得ず、子弟を教育し、家政を整理す、男子は、亦是に反して、商なり、工なり、其他官吏たる所問はず、其本職を勤め、其の得る處の報酬は、以て、家族を養ふを意味す、進んで、町村の義務、國家の義務、是れ皆社會に生存、存立する、以上は盡きざる可からざる義務

●民事裁判所には四人を出廷せしむべきものにあらずとの説

久我四郎

蓋に因人を稱するは民訴第一百四十條に所謂己未四包含の廣義にありして監獄則に所謂裁判確定し刑の執行中のものを云ふなり、さて此四人に對し民事上呼出狀の送達ありたる場合を事實參考人として裁判所より通常法に呼出を受けたる場合と混同視するもの往々ありと雖是大なる誤見なり、蓋後者は前者の如き一私人の利害問題にあらずして事公安に關するは勿論正に法律の命する所なればなり

又あるものゝ一言を聞くに出て申しむる否否とは其裁判所の遠近其時監署の都合等に依り差支なき限は本人利益保護の爲に出廷せしめ私権損失しむるか如き親切あるへからず是亦痴論たる免れるべし、夫れ刑の執行は法律に於て特に定めたる場合の外は假令如何なる事情ありと雖之が爲に一分たりとも執行を免除し些少たりとも妨害を計るは論なし、已に然るか故に法律上私権の行使を禁ぜざるを惜さし以て自由を得んとする能はざるや炳となり、況んや我民訴法は代理人制度を採り其第六十三條に

自ら訴訟を爲さるべきは辯護士を以て訴訟代理人人を爲すを爲すて訴訟代理人人を爲し若し此等の者の在らざるべきは他の訴訟能力者を以て訴訟代理人人を爲すことを得

國裁判所に於ては辯護士の在るべきは雖訴訟能力者たる親屬若くは雇人を以て訴訟代理人人を爲すことを得てありて當事者必ずしも自身出頭するを要せざるに於てをや、已にこれ

刑法第三百五十三條、有夫の婦と姦通したる者は、六月以上二年以下の重禁錮に處す、云々

此に至れば、必然、大悟する處あるを、吾人は、此貴重の紙面に、此の如き、悲も可き、風聞を掲ぐるを欲せざれども、時世は、此く言ふの必要を認む、是等の分子の、吾人の同暦間に、在る以上に、何れの時、監獄の改善を望むたるを得んや、上官之を知らざるに非ず、嘗て懇切に訓示せられし事ありたりき、如何なる天眼通の、監督者と雖も、無形の風聞は、實に困難なりと思ふ次第なり、吾人は、皇天は祈る、希くは今日監獄の改善の、時機に遭際し、事實に、無からしめ、亦風聞を察し、是等は當に起る可き問題なりと、國家は刑罰を科し自由を拘束するやうは當に起る可き問題なりと、國家は刑罰を科し自由を拘束するやうの私権を保護せんとして之が執行の幾分を免除し剩へ其費用は當然にして若し強て自ら出頭せんことを願出づるも異端は之を許可すべきものにあらざるなり

以上は單に法理的の論定なるを以て更に是より實際的其費用上に就少しく之を辯せん、今假に論者に一步を譲り此呼出に應じ出廷せしめたりとせんに其時本人及護送官吏の旅費、宿泊料等は如何に之を處辯するやうは當に起る可き問題なりと、國家は刑罰を科し自由を拘束するやうの私権を保護せんとして之が執行の幾分を免除し剩へ其費用を以てせんのみ、然らば之を本人に辯償せしむべきは又到底行はるべきにあらず、其理由に至りては言ふを要せざるべし、斯く說破し來じんが、聊参考に供す

◎改良なる語兒をして精神的

ならしめよ

山内少郎

吾が同人社會に於て競争の鋒鋩を戰はすもの勝負第一に「イム・プロダクツ・ゴリソン」を以つて喉道破し端しなくも朝野有力識者の意図をして之れに近接するの繩索として然かも是れ至難の秋となり來り果然周狼狽を以て全くに古き形骸を嘲罵し祝福すべき震驚なる監獄現象は吾邦監獄制度の發達史に於ての記念すべき大革命の先駆たるべき吾が同人社會に於て歎仰すべき新道的性の岳洋氏道の界に慶祝採り大なる抱負を以て新道に任務も威ある需要を以て幾多の競論と若干の新説を以て造詣する所あらんと自然と此の大なる競争と

し不得の遠感あるを如何せん
大なる吐露は首肯に入りし痛苦の舊體に追縛せられて眠りに眠りし監獄界をして百尺竿頭千里一進して好希望を充たす得べきやは首肯
小なる監獄界は我が本意に非らずして萬邦の通有たるべき然も歐洲大陸の各邦々比肩して過也なるべき優な制度まで層進するの覺悟にて經営監獄を執り則るに獨創監獄制の型式を鑄治して改良せんさしたるより爾來莫に日猶は淺しこそ其の往きし過去に猶想せば其れ如何ぞや啻だに物質的改良として打撃せられたるもの譏かに非精神的面目を更改したるの能事なるべきのみ比較的に明治の監獄であつてより以降の大々能事とするも穿う去らば亦今日の成績に満足なる同情を表し不能るや明けらし嗚呼「イムブロガ」なる語は其の動行して形而下幾層り光榮を添ひたるに相違なきも「イムブロガ」なれりと思惟するは断然も亦早計にして是底の觀察は幻想的「クリエチ」と謂ふべし何ぞこの者流の抱負期待の窮屈薄乏なるも借問す我が監獄界の量も換算せ難易するものをして「オールバン」監獄に比し「モハビット」監獄に比し「アイルランド」監獄に比し「フェラアルフヨキ」監獄に比したるには如何なる軒輊に由て差異を如何に得へ来りべき故「フオランセイバア」先生に乞て産みたる観察は岳洋氏に依て傳播せられつゝ今ま如何に確立の間に生長しあるかが詮せよ且つそれへアキ岳洋の思賜の一牛半除き去らば殺戮なる無趣味の我が監獄界は猶ほ夢死の消息にありたるなりと雖も今や吾れにせば革命の新機運ならん此に於て短刀直入大々的改良を施さんば條約實施舞居成るの曉意外にも我が監獄の不規範より見れば今猶は眞に兒戲のみ
彼被より見れば今猶は眞に兒戲のみ
に生長しあるかが詮せよ且つそれへアキ岳洋の思賜の一牛半除き去らば殺戮なる無趣味の我が監獄界は猶ほ夢死の消息にありたるなりと雖も今や吾れにせば革命の新機運ならん此に於て短刀直入大々的改良を施さんば條約實施舞居成るの曉意外にも我が監獄の不規範を司獄官に要する特殊の「アート」を來るべき外國人拘禁の複合に於て其の半ばを占領するも好種植の其林を形成するは改良の効程に於て其の半ばを占領するも之のたる知らば今日最も司獄官に向て痛切に要求すべきは監獄的科學のみならず而理性を涵養し師表に耻ぢざる或る哉多の「サイエンス」初物なる「イングリッシュ」練習の壹事を以てすべし從來よりの慣見として經驗なる語は同人社會の唯一なる口碑にして其他を顧みざるの欣欣ありて存す是れ畢竟當論審見一も知て二三を知らざるもの謂ふべし毫も監獄的理想的操言すれば刑人の肉以上に於ける類性を看察して施療服する不能ずして硬齶なる偏見として没すし恰も理學を知らざる算生の通式も執固して或る例題を解さんとする均し此に於てか經驗なるものをして偏重するを矯正し共に健全なる理想と経験と調和して眞司獄官を得るの道を圖らざるべからず是れ司獄官の項頭に監獄科學的理學に鼓吹して遠感なき改良を希待せしこな
謂て斯道の術に執掌し日々に其の實體を觀て愕然驚歎するより他あらざるの事實を知悉し得べし

則するに墮落するの、因由が今既に脇居するものと謂ふも論議にあらざる
改良之施策急務の秋なり物質的改良は主たる經濟と同情を表す經濟
の味方と當局の設建に據り豫定の時日に於て間然なく希臘するを得べ
きも精神的改良に於て大に然かあらざるを觀んはれ吾等同人社會に屬し
斯道上に於ての抱憂に非らずして然がも深慮する所なり是れ這
の精神的改良の急務なる今ま壹刻の猶豫を要せずして焉を逕是躊躇す
るの遠あらんや

精神的改良の第一着歩として司獄官の任擇にありて最も留意すべきは
下級司獄官の價值其の貢へる社會に於ての忠信と品性とを參照し
て採用するはその一條件ならずや是れ這の說たる吾等の發見したる事
新らしき所論になげんも亦當局の措て間はざる弊を一洗するも亦その
一條件ならずや然も社會に嫌卑せられて普通なる能識を有する種族の
猶ほ相應なる品位を有する種族の伍するを忌避する下劣階級より上け
るが如きは第一の誤謬にして無品位にして曉識も曾ならざる不能の輩
をして採用するは猿猴に冠を假すと同一般ならず且つ夫れ改良を云
爲する歴然たる任衝に座する當局者にして介意せざるを知らば例令世
は淺次朱後を以て暁化するとは謂ひ何ぞ其の意の那邊にあるや怪訝に
堪へざらん司獄官の常に他局官吏の下に略若著し遙かに數歩を輸され
あるの主なる歸因は慥かに斯道當局の罪惡に報復する履行なりと想
しむるに遺稿突飛の諭諭冠流のものを強調せしむるの暴舉を見み來ら
ば少しく三省して可なり且つ活物を支配する行刑府に於き心性陶冶
の衝に直接する師表的に撲滅的に一擧手一投足の輕忽になす能はざる
眞率を重んじてし萬象個心の理性に訴ふて判議すべき要務に資ら

見に與みして最も光輝ある活潑の改良監獄に爾らの福音を聞かんことを
を欲す

●裁判言渡書のみを以て被告人を
拘留するを得るや否やに就て

在 東京 洋々 散士

裁判言渡書に確定の上は別紙言渡書の刑の執行可有之旨、檢事の指揮
書添付有りしきは、監獄署は此の言渡書に依りて被告人を入監せし
むる事を得るや否やと云ふに、散士が嘗て群馬縣監獄書記なりしき
前橋地方裁判所及び區裁判所は常に宣告書指揮書のみを以て、被告人を
監獄署に交付せり、監獄署も亦監獄則第六條に令狀又は宣告書を充
闇し云々さあるを以て、敢て之を怪ますかを取取りたり。其の後散士
奈良縣監獄書記在職の節、散士が同窓の友奈良區裁判所司法官試補井
上保男氏欠席判決に對する判決言渡書に指揮書を添付し被告人を監獄
に送致したり、偶々散士宿直に當せししな以て、之が入監に就ては長
官の指揮を受けたり爾後井上氏に面會の時之を語りしに其は之が確答
を他日研究の後に譲る可きを以て別れたり、然れども對席判決に於
ける場合も指揮書添付の判決言渡書のみにては入監せしむる能はざる
旨断言せられたり、最も欠席判決言渡書に指揮書を添付して入監せし
めたるとき、故障の期間内に故障又は控訴を爲したるときは、拘置狀
を更に發すべき旨を答へたり、散士は欠席判決と對席判決とを問はず、
凡て被告人即ち裁判未確定者を拘留するさまは、拘置狀の必要とする
ものなり、拘留狀なきときは、司獄官被告人の入監を拒絶せざる可り
らず、抑も監獄則第六條の令狀は未だ判決を経ざる被告人及び判決を
經て未だ確定せざる被告人を受取る可き場合にして、宣告書もあるは、

確定したる四人を領取するさまを指示したるものなり、詰其の理由を論ぜん。刑事訴訟法第三百十七條に、刑の執行は判決確定の後に其れば之を爲てこそなる得すとあり、又同法第三百二十條に刑の執行は其の刑の言渡したる裁判所の検事が之を爲す可き旨を規定あるにて、檢事は確定の上に執行可さ指揮を爲し得るは勿論なりと雖ども其の未確定の宣告書に對する指揮書は確定の上に云々の條件付指揮書なるを以て、是等の宣告書指揮書は被告人を拘留するの効力無し、故に宣告書のみにて他に被告人を拘留するの合意無きときは、監獄署は當然其の入監を拒絶せざる可からず、何となれば我憲法第二十三條に日本臣民は法律は依るに非ずして、逮捕監禁審問處罰を受くる事なしであり、故に禁錮以上の刑を思慮したるときは即ち判決言渡前日に於て、禁錮以上の刑を思慮したるときは限り、拘留状を發する事を得るや固より疑なしと雖ども判決言渡後は假令禁錮以上の刑となりと雖ども、最早言渡後は第一審裁判官は何等の關係を有せざるを以て、檢事は最早被告人を拘留する事を得ざるを以て、故に檢事に於て拘留する可きものと思料したるときは、必ず言渡前に裁判官に拘留状を發する事を請求せざる可からず、若之が請求を怠りて判決言渡りたる以上は、最早拘留状を發することを請求する能はざるなり、從て未確定判決書は被告人を拘留し得可き効力あるの規定なきを以て其の効力なきや明なり、然れども欠席判決の場合に大抵逮捕狀あるを以て、此の逮捕狀に依て入監せしむることを得るなり、何となれば刑事訴訟法に於て、逮捕狀は拘留狀と同一の効力を有する旨規定あるを以てなり、散士は終に翠で参考として司法省の通牒を掲げん。

参考、拘留狀を受けざる被告人に對しては刑の言渡書のみを以て拘

留するを得ずとの事(同上)。又監獄署記事第一號参照)。されば之を爲すことは更に拘留狀を發せざる以上は被告人(之は大審院言渡の分も含む)の申立を爲したるときは更に拘留狀を發せざる以上は被告人を釋放す可きや將た入監の必要あれば繼續し入監せしめ得可きや(監獄則第(六條参照))。若し該言渡に對し故障(波の分)又は控訴(院言渡の分も含む)の申立を爲したるときは更に拘留狀を發せざる以上は被告人を釋放す可きや將た入監の必要あれば繼續し入監せしめ得可きや右回答

第一項第二項とも拘留狀を受けざる被告人に對しては刑の言渡書のみを以て拘留するを得ざるものとす。

◎女監長は女性にて足りぬへし

在大阪 一 鮑 女 史

男性は男四半所遇し女性は女四半所遇する職務の如きに至りては萼る絕對的女性を以て其局に充らしむるは人類を所遇すと謂ふ觀念より之れを觀察すれば假令男女の能力に幾分の優劣あるも却て眞の公平なる所遇を得るなるべし女性も亦進取的精神を培し益々社會問題に注目し天賦の能力を發揮して該事業に熱心し以て名聲を博すへし人誰が名譽の爲めに盡さる。

●又彼等の多數は次男三男等にして長男は割合少いとを見出した即ち三十餘人中僅に四五人の長子あるを認めた一考を要する事實かと思ふ。

●中年以上の人々は滅多に逃亡をしない代りに改心するとも亦遅いが年齢の若い者は後先見ずして逃出するがあると同時に亦改心するが速い兎角善にも惡にも遷り易いは青年の時であります。

●爰に奇跡なる一事實がある其は逃亡する出獄人は食後二時間以内に逃去るものにて空腹い時に出て行くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●引取りたる出獄人は三十三名で別に大敵の時一泊して去行きたる者が三十人です。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●教世軍の出獄人救濟所は其設立以後既に一年を経ました其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●教世軍の出獄人救濟所は其設立以後既に一年を経ました其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●罪質は輕罪の者が多く刑期は短かい者が多く獄中で其間當局者が涙もて神に祈つたともあれ亦聲高くハレヤの歌へぬ日どてはありませんでした到底萬事は神の榮光に歸着するものです。

●一人の出獄人は逃亡して王子の邊を彷徨ひ歩き夕方飛鳥山の上にて彼は行末のとなし思ひ廻らす際何處ともなき響き來る太鼓の音を聞て忽ち教世軍の集會のとば聯想し懺悔の念に堪へ難く急ぎ音羽に歸つて其不

心得を御説し今に至る忠實に稼で居ります。

● 出獄人は逃亡して着せて置た着物をも無し尻切襦
絆一枚でスゴー、歸つて來た故大に之を激励し『其では汝の役目が済まぬから今から何處へなりとも行て活

計の途を見付け面して一人前の人間になつて尋ねて來て呉ねばならぬ』と白銅の數枚も包んで之を送り出しが日ならず彼は金兵糖一臺を携て主任大尉を訪ねて參つた『今は日本橋の某と云ふ店へ奉公して堅氣でやつて居りますから』と、其後彼は故あつて歸國したが

今も折々手紙を寄して其正業を勤めて居る由を知らせる。

● 爰に四度入牢したる男があります、其罪を犯す様に成つた起原は幼少の時伯母の家に養はれ居りて一日其伯母の頭の物を盜んだと云ふ嫌疑から其筋へ訴へられ入牢を申付らるゝに至り、自棄を起したるが原因だと曰ふて居ます。

● 又他に十二度牢に入つた男がある、此人の悪い事の手初と云ふは児供の時近所の児達とメンコをして遊ぶ節に、風と其邊りの小店の品物に手を觸れたのが最初であると申して居る、くれぐれも其萌芽の間こそ注意

の爲時であると思ふ。

● 既に救世軍の出獄人救濟所を出て妻を迎へ忠實に職業を營んで居る大工さんもあります。

● 法律上の罪人となりたる爲め餘義なく夫婦別れを爲ねばならぬ様になり、夫は監獄に入り妻は田舎藝者になり又は人の園者になりて諸方を彷徨たる者が今は救濟所の助けに由て計らず邂逅ふことが出来、夫婦共稼いで正業を營みつゝ安らかに日を送りて居る者もありませず。

● 出獄人に蠟燭の心を造らす爲め主任大尉が屢々綿屋へ綿を買ひに行るので其家の主人は怪しまず赤い襯衣を着、赤い帽子を冠つて一箇の青年が三日にあげず綿を買ひに来る、彼は必竟何を爲る人であらうかと理由を尋ねて其出獄人の蠟燭の心を造る材料の爲であるとを知るに及び、主人は太く其心を動かしめた『未だ御若ひのに感心なぞムリます、イヤ其ならば私の方でも少つとは算盤の上の加減を致しませう』と、爾來彼主人は綿の價値をばまけて與れるのみならず、大尉の行度に茶を出し坐蒲團を薦め氣の毒な程丁寧に待遇する様になりました。

● 今居る出獄人は僅かに八九人に過ないが皆自分の腕で自分を支へる者となりました、併し乍ら未だ一此先、大に事業を擴張し尙ほ多くの人々を救はねばならぬと故、天下有志の士女が益々此事業の爲に祈り金品を寄附して之を助け被下らんことを希望に絶へぬものであります。

◎ 三池保護會記事

○ 創立當時の状況

本社創立當時の状況を叙述するに當り遠く遡りて之を胎胎せし以來の経験を擧げんに抑も當地方有志者間に於て保護會設立の必要を唱道したるは實に數年以前にわたり然れども當時一般に出獄人を蛇蝎視し之を歎する者を耻づるか如き觀ありしを以て容易に其目的を達するとは能はざりしかば當路者は深く之を遺憾とし百方地方人士の融和と講じ且つ集治監より特赦せられたるもの若くは滿期出獄せしものゝ中より撰拔して地方に散居せしめ個人的保護を加へ漸次郷黨に齒せしむるの方針を探り客年末に於ては被保護者九名に及び各自其業務に精勤せしめつゝありしかば本年一月に至り減刑令發布の説明あるや茲に保護會設立の議再燃し至幸にも機宜

に適合せしか將た時運の然らしむる處なるか忽ち慈善義俠なる諸士の賛同する處となり咄嗟の間に成立を見たり然れども回顧すれば本會の今日あるは則ち今日に成立したるにあらず其要素は遠く數年以前にありて爾來當路者が不屈不撓の精神を以て終始一貫前記の如く企畫せられたる結果なり而して成立の當時聞く處によれば三池集治監より三百名以上熊本縣監獄署三池出張所より五十名余の出獄者あるべき趣なりしを以て四百名内外の多衆を収容せざるべからず斯る多數の出獄者と未だ経験に富まざる本會に於て圓満に救護を加へんとするは頗る至難の事業にして甚た憂慮すべきものありしが去りとて之れが充分の設備なくんば優渥渥りなき聖恩に浴しながら或は歸るに家なく或は郷黨故舊に疎隔せられ甚しきに至ては父母兄弟にまで反目されれば如何に多衆の放免者ありとするも苟も血あり性あるもの傍観座視するの秋にあらず况んや保護の目的を以て成立したる保護會に於てをや故に本會は鋭意熱心百般の準備に鞅掌し日を夜に次ぎ核算經營したりし

かば其功空しからず僅々二週日を費し被保護者三百七十二名の總てを一月三十一日に引受け欠くべからざる衣食住の供給は勿論適當なる正業に就かしめ得たるは本會の光榮亦何ものか之に如かん啻に本會の光榮たるのみならず出監者多數のものゝ内身元引受人なきが爲め別房留置に處せらるべき幾多の憤輩か古今萬國未だ有曾て類例なき無上の恩典に浴すると同時に悉く出獄なし得たる彼等の心情を觀察観味すれば其感慨果して如何ぞや畢竟本會が斯く無上の光榮を荷ひ且つ多衆の出獄者をして満足せしめたる所以のもの固より博愛なると雖ども殊に感謝の意を表すべきは三井家の奮て公益的本會を贊助せられし一段なりとす元來本會が出獄者に保護を加ふる唯一主腦の目的は職業の紹介にあるを以て初めより他に義捐金等を仰かざりしも勢ひ創業費及び維持上に付き多少の經費を要し之れが財源なかるべからず然るを前數項に掲げたるが如く三井家は自ら進んて是等全部の出費並に建造物に至るまで悉く供給せられ依て以て本會の運動をして安全鞏固ならしめたり今や本會は稍其緒に就くとして獨立保護機關の一に數へらるゝに至りたるを以て誠にみならず却て同情を表するに至りたり

○保護會場の狀況

の會議に際し今回至仁至慈なる恩典の發布に付て出監したるもの、再犯を防遏するは刹下最も急務にして且つ聖意を奉戴し自他當然盡すべき義務なるとを説示せしに村民の迷夢自ら氷解し毫も故障を挿まざるのみならず却て同情を表するに至りたり

○保護會場の狀況

出獄者と多衆集合せしむるは保護の目的を達する能はずとの論ありと雖ども當地方の如き狹隘なる僻隅の一町村にありては多數の出獄者を直に散居せしめ適當の雇主を求めるなどするも到底遠かに需用者なく且つ多衆の出獄者を散居せしむるときは其取締困難にして動もすれば徒食安逸を貪り盡れば忽ち不善の念慮を惹起し邪徑に奔逸するの恐れあり故に地方の状況を斟酌し假令集合的組織とするも取締上便利にして常に間断なく從事せしむべき相當の職業を撰み置くの針路を探らざる可らず之れ世論に背馳するにも拘らず本會を集合的組織となせし所以なり然りと雖ども居常成べく多衆團體せしめる爲め數戸の家屋を數十室に分割し各墙壁設け家族を有するものは一戸を貸與し其他單身者はは三名乃至五名同居せしめ炊爨起臥齊家の習慣を養成し

以て彼等が習熟せる採炭業又は技能を有するものは其技能に應して種々なる職業に從事せしめりゝあり入會後現今家族を携帶するもの二十余名より何れも其本籍より迎へたるものにあらざれば本會に於て適當のものと認め正當の手續を履行して娶りたる者ならざるはなし（本藉より迎へたるものは愛媛大分長崎福岡等なり）又彼等が保養場を出入し村民等と交通するに至ては毫も束縛を加へず各自の自由に任せり偶々不良の輩と往復會飲する間へある者は特に注意を與ふる事とせり本會は向後一家を維持するに足へき貯蓄を爲し能ふにも至らば無論妻帯せしめ町村に難居せしむるの方針なり去りながら此の町村難居制は大に注意を要すべきものあり見よ吾人人類の境遇は交際者の如何によりて或は善に化すべく或は悪に陥るべく殊に生存競争の今日にて漫然彼等が好む處に一任し去り若しも遊逸不良の徒に驅らるゝの不幸に際會せば忽ち将来に身を失し同氣相求め再び舊轍を踏むの止むべからざるに至らん果して然らば多くの歳月を積み辛酸を嘗め貯へ得たる金錢は一朝にして烟散霧消し盡すに至るべし之れ最も考

實着此業を永遠に保續し益々發達進歩を期し眞に救濟
保護の目的を遂行せんと誓ふ
當初本會に於て最も困難を感じたるは被保護者が多額
の領置金を有し出監したるを聞くや在監中未た親しく
書信の贈答をもなさりし親戚故舊より俄に同情を表
し頻りに歸郷を促し來り彼等も亦た其眞意の那邊にあ
るかを究めずして一時の厚意に眩惑し歸郷を企つるも
の輩出したり此時に當り若し彼等の請ふに任せ貯金を
携へ歸らしめんか幸に處持金の持續せる間は歎待せら
るべしと雖ども浮薄なる今日の人情場裏に無事永續す
べしとも思はれず殊に悪友の經綿する所となれば多年
獄中に在て感化せられたる良心は一朝にして壊崩し臺
中乏を告ぐれば忽ち不正の魔心に驅使せられ結局再び
繫獄の身とならざると得ず故に彼等には將來の利害一
般の状体を懲諭し止むを得ざるもの、外歸郷の志念を
翻さしむる方針を探りたり
又本會創立の計劃あるや所在地村民は之の傳へ聞き以
爲らく説因たりしものを村内に居住せしめなば村民は
掠奪危害を被るべしとの空想を描像し隱然排斥の運動
を試んどするの景況ありしより會長幹事は親しく村民

意を要すへき處なり况んや當地方は礎業の盛大なる丈
け常に罪漢無賴の徒衆來聚散極りなきに於てれや是以
て本會は他日漸々難居せしむるの曉に到達せば最も深
く此點に傾意し純然たる良民間に散居せしめ且つ相當
の監督方法を設定する見込なり

其協議に任し事稍や重大なるものに至ては本會の承認を受けること、なせり故に被保護者中互撰を以て貳名の總代を設け是等諸般の斡旋を委託せり

衛生

被保護者中負傷者は他の病氣を發したる場合に於ける
の輕重を問はす三井炭礦醫員に於て施療投藥する事と
なれり故に寒村僻地に在て急變に應する能はさるが如き
痛痺の嘆あるなく最も便益を得たり而して其藥價等
は患者より徵取せず總て三井家の救恤に係るのならず
礦業上の爲め負傷したるものに對しては休業中賃錢三
分の一に等しき惠與を受く
又平素保護場各戸の衛生を周到ならしめんが爲め被保

方に於ては彼等の素行を修めしめ漸々良民に復歸せしむるの方便とせり又被保護者中附加刑の監視ゐるものは就中謹慎と表せされば不知不識の間規則違犯者を生するより警察官又は三池集治監吏員より時々訓戒を加へらるゝこととなれば

○被保護者異動表

月刑	一月	二月	三月	四月	計
越員入會者	零	零	三	二	五
轉居者	零	零	零	零	零
否選真犯者、犯監謀反期	零	零	零	零	零
死亡現員	零	零	零	零	零
未日	零	零	零	零	零

○附錄

出獄人保護の事たる西洋各國に於ては司獄官警察官は勿論一般の人士に於ても競ふて之れか斡旋の勞を採り出獄人をして過を再びせしめざるを以て同胞の體養とし又國家に對する義務とするものゝ如し然れども我國

○ 論

讀者共同の上掃除夫武名を常設し以て怠りなく清潔法
を施行せり彼れ等自から進んで衛生上の注意を悉くに
至りしは之を嘉賞すへしと雖も常に二名を設置する
の必要なきを以て之を一名に減するか若くは専ら之を
全廢し各自をして個人の負擔たらしめんとの見込な
り
○講 話

被保護者に對しては職業の余暇時々一集に會同せしめ
三池築治監教諭に依託し修身齊家の講話を聽聞せし
む其所以は多數の被保護者中動もすれば聊ち自己身上
の境遇を忘却し或は職業に怠り又は不善の觀念を起し
終に誤て罪辟に陥るものなきを保せず殊に本會の創立
日未だ淺く一舉手一投足社會の視線を惹くこと少なから
ず爲に偶々些末の出来事ありとするも忽ち傳播せられ
無實の冤枉を蒙ると蓋し亦之なきを得ず是を以て勉り
て一方には職業を獎勵し勤苦心を養成すると同時に一

に於ては因襲の久しき百事進歩の今日と雖とも猶ほ出
獄人を視ること蛇蝎の如く忌み嫌ふの觀あり是に於て
か先年内務省は特に當路者に出獄人保護の必要を訓命
し且つ大に之を獎勵したりしかと未だ時運に達せずし
て其効果の著しく顯はれさるは我國文明史上的一大汚
點にして吾曹の常に歎息する處なり

然るに今回畏れ多くも 皇室に於て御異例の事在せら
れ罪囚に減等の特典を仰出せらるゝ由新聞紙上にて拜
承し奉りぬ果して然らば此恩典に浴したる出獄人にして
訓誨保護するものなく罪過を再び犯す者あらんか本
人は姑く措き吾曹臣民たるもの誠に恐懼の至りに堪
へざるなり殊に當地方は採炭事業盛に行はれ保護の方
法宣しきを得ば幾百の出獄人を保護し生業を營ましむ
るも易々たる業なるに於てをや故に吾曹は茲に三池保
護會を設け出獄人を保護し 聖慮のあらせらるゝ處を
感發せしり眞心悔悟倍善に進ましめんとす幸に志士仁
人此舉を贊助せられんことを望む

出獄者にして改悛の情顯著なりと認ひるものに保護を加へ生業を得るの途を紹介して行狀の端正を獎勵し良民に復歸せしむるを以て目的とする。

但本會の都合に依り各府縣監獄出獄人を保護する所ある可し。

第二條 本會は發起人を以て會員とし會員は保護者の地位に立ち保護を與へ且つ相當の寄附金を輸出する義務あるものとす。

第三條 名望家にして特に本會の趣旨を贊助するものは會友とす。

第四條 會友にして特に本會に裨益を與ふるものは名譽會友とす。

第五條 本會には左の役員を置き事務を分掌する。

但正副會長幹事庶務會計委員の任期は滿二ヶ年とす。

一會長一人 會務を總理する。

一副會長一人 會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す。

一幹事若干人 正副會長の指揮を受け担当事務に從事す。

のは豫め其旨を申込みへし。

第十三條 新人の被保護者に對しては本會の規則及被保護者の遵守すべき事項將來の心得方等を懇篤諭示し誓約書を徵し置くへし。

第十四條 被保護者を傭入れんとするものあるときは本會は其傭主と労働時間及賃錢を約定して之れを許すへし。

第十五條 被保護者を引受けんと請ふものあるときは本會は其事情を取糾し不都合なしと認むるときは之れを許すものとす。

第十六條 被保護者にして給養す可き親屬あるか若くは職業の都合により一家を持し生業を營まんと請ふものあるときは之れを許すとある可し。

第十七條 前條の場合にして資金なきものは本會の見込に依り幾分を貸與し其稼き賃錢の内より扣除して返却せしめ皆済の上本人の所有に歸せしむる者とす。第十八條 本會は被保護者の所持金及食費其他の雜費を扣除したる賃錢殘額を本人名義にて銀行若くは貯金管理所に預け入れ利潤の方法を講し將來生業の資金となさしむへし。

但通帳は本會之れを管理するものとす。

第十九條 被保護者にして遵守すべき事項に違背し説教を受くるも之れに服せず又は本會の信用を害する所業を爲すものは保護を解くものとす。

三池保護會役員

河村民介 河井誠美 溝部惟幾

高濱太郎 武田節雄

山口卯太郎 田宮富三郎

護二 柴垣善藏

大橋島益長

河野清渡

一庶務委員若干人 正副會長若くは幹事の指揮を受け庶務に從事す。

一會計委員若干人 正副會長若くは幹事の指揮監督を受けるものとす。

第六條 本會には相談役若干名を置き重要な會務は其意見を需むるものとす。

第七條 正副會長及幹事は會員の互選とする。

一庶務會計委員は會長之を囁托す。

第八條 正副會長幹事庶務會計委員は各名譽職とする。

但庶務會計委員には場合に依り報酬を與ふることあるへし。

第九條 現場取締は有給とし會長之れを選任するものとす。

第十條 本會の資金は會員の寄附金慈善者の義捐金其他の補助金より成立するものとす。

第十一條 本會は毎年一度會員總會を開き會務の成績及び金品收支の報告を爲すものとす。

第十二條 出獄人にして本會の保護を受けんとするも

一監獄報

一監獄月報

一監獄雜誌

四谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會

香川縣監獄署 埼玉縣見玉郡本庄町四百七十二番地

一八州

京都府油小路御前通上ル 樂教書院

一傳道新誌

同上

一自由黨々報

東京芝公園五號地 自由黨々報局

三田四國町二番地第六號日本にてりあん弘道會

一日本宗教一名社會雜誌

北豐嶋郡聚鴨村六百七十九番地

社會雜誌社 同上

一統計學雜誌

牛込區市谷船河原町十八番地 統計學社

一東京感化院雜記

豊多摩郡達谷村字羽澤南通三番御料地 東京感化院

一千葉教育會雜誌

千葉縣千葉町寒川九百八十九番地 千葉教育會

一統計學雜誌

牛込區市谷船河原町十八番地 統計學社

一神田區一ツ橋通町 帝國教育會

牛込區市谷船河原町十八番地 統計學社

一牛込區市谷船河原町十八番地 統計學社

一豊多摩郡達谷村字羽澤南通三番御料地 東京感化院

一千葉教育會雜誌

一神田區一ツ橋通町 帝國教育會

牛込區市谷船河原町十八番地 統計學社

一牛込區市谷船河原町十八番地 統計學社

第六條 舍監ハ一人判任トス所長ノ指揮ヲ承ケ教習巡査看守ノ紀

律ニ關スルコトナシル

舍監ハ教官ノ内ヨリ之ヲ選子シム

第七條 書記ハ二人トス所長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

監督部長特別任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年四月十五日

内閣總理大臣臨時代理 権密院議長 伯爵黒田 清隆

内務大臣 伯爵樺山 資紀

勅令第百四號

警部長ハ五箇年以上警部ノ職ヲ奉シ現ニ判任官二級以上ノ官職ニ在ル者ニ限。當分ノ内試験ヲ要セス官高等試験委員ノ證銘ヲ經テ任用スルコトナ得

北海道巡査看守及北洋道集治監看守係給合ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公

布セシム

御名 御璽

明治三十年四月十五日

内閣總理大臣臨時代理 権密院議長 伯爵黒田 清隆

拓殖務大臣 千爵高島精之助

勅令第九十九號 北海道巡査看守及北洋道集治監看守係給合

第一條 一級 十二圖 二級 十四圖 三級 十三圖

第四級 十圖

第五級 十一圖

第六級 十圖

第七級 九圖

第二條 一級 十五圖 二級 十四圖 三級 十三圖

第四級 九圖

勅令第百四十九號

内閣總理大臣臨時代理 内務大臣 大臣

ノ施行ヲ延期スルコトナ得

第九條 明治二十三年勅令第百八十一號中臺灣總督府ノ下ニ「漁查看守ニシテ職務教習申ノ者及」ノ十十五字ヲ加フ

(参照)

第十條 本令ハ北海道ニ適用セス

第一條 巡査看守ノ官職ニ在リタル者及巡査又ハ看守ノ精勤証書ヲ有

スル者ニシテ巡査看守ニ任命セラルトキハ前項ヲ適用セス但シ前職ノ月俸ヲ超ユルトキハ前項ヲ有ス

第三條 巡査看守ニシテ五級以上ノ月俸ヲ受タル者ハ滿一年ヲ経過スルモノニアラサレハ昇級スルコトナ得ス

第四條 巡査看守部長ニ在リタル者ハ此ノ限ニアラス

第五條 ニ巡査看守ノ月俸ハ六圓乃至八圓トス

第六條 月俸ハ新任昇級後級後職トス給令ノ翌日ヨリ計算シ退職但シ巡査看守部長ニ在リタル者ハ此ノ限ニアラス

第七條 刑事事務又ハ通辯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル者ハ第二條

第三條 ニ巡査看守ノ月俸ハ六圓乃至八圓トス

第四條 月俸ハ新任昇級後級後職トス給令ノ翌日ヨリ計算シ退職

ノ月ハ日割ヲ以テ計算ス慶應若クハ事務ノ伸縮ニ因リ免職シタルトキ又ハ休職死亡ノトキハ當月分ノ全額ヲ給ス休職當月復職

スルトキハ其ノ月分ノ俸給ハ更に半額ヲ支給セス

第五條 病氣ノ爲執務セラルコト六十日ヲ逾ユル者及私事ノ故障

ニ依、執務セラルコト六十日ヲ逾ユル者ハ日割ヲ以テ月俸ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲執務ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹り又ハ服忌ヲ受

タル者ハ此ノ限ニアラズ

第八條 本令ハ地方ノ狀況ニ依リ明治三十一年三月三十一日迄其

附則

内閣總理大臣

内務大臣

内閣總理大臣

内務省官制中左ノ通改正ス

内務省令第二十七号

鹿府縣 南生試驗所 血清院 痘苗製造所

警察官吏其他内國旅費規則左ノ通改正シ明治三十年十月ヨリ施行ス

明治三十年十月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

警察官吏其他内國旅費規則

第一條 警視監警視監部長ノ旅費ハ此規則ニ定ムルモノ、外明治二十年勅令第三百三十三號ノ規程ニ依ル

第二條 警察署詰入ハ警察分署詰入警視監部其管轄内ヲ巡邏スルトキハ普通ノ旅費ヲ給スル但シ特別用務ノ爲メ臨時出張スルトキハ此限ニ在フス

一 路程六里未滿汽車一千哩未滿水路十海里未滿宿泊料ハ五十錢ノ日當付給スルトキニ限リ夜數ニ應シ警視ハ一圓警部七十錢ノ宿泊料ヲ給ス

一 陸路六里以上汽車一千哩以上水路十海里以上ノ巡邏ハ宿泊料ノ外尙ホ日當ニ應シ警部ハ一圓警部五十錢ノ日當付給ス

一 地勢上渡航ニアラサレハ至リ難キ場所ヘ巡邏スルトキハ渡航費ノ實費ヲ支給スルコトヲ得

第三條 警察署守雇員ノ旅費ハ甲号表三押丁給仕小使職工等ノ旅費ハ乙号表ニ依ル其ノ支給方ハ明治三十年勅令第三百三十三號ノ規定ニ依ル

一 巡查特區内ヲ巡回スルトキハ普通ノ旅費ヲ給セス宿泊シタルトキニ限リ夜數ニ應シ宿泊料五十錢ヲ給ス但シ特別ノ用務ノ爲メ臨時出張スルトキハ此限ニ在フス在難キ場所ヘ巡邏スルトキハ渡航

一 巡查特區内ニシテ地勢上渡航ニアラサレハ至リ難キ場所ヘ巡

一 陸路六里以上水路十海里以上ノ巡邏ハ宿泊料ノ外尙ホ日當ニ應シ警部ハ一圓警部五十錢ノ日當付給スルトキハ五十錢ノ日當付給ス

一 一圓警部七十錢金二十錢金五十錢

一 一圓警部七十錢金二十錢金五十錢

一 一圓警部七十錢金三十錢金三十錢

内務省訓令第五號 明治三十年二月十七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十四號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十一號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十二號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十三號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十四號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十五號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十六號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十七號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十八號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第十九號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十一號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十二號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十三號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十四號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十五號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十六號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十七號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十八號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第二十九號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十一號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十二號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十三號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十四號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十五號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十六號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

内務省訓令第三十七號 七月七日

内務大臣 伯爵樺山 資紀

一 巡査持區内ノ宿泊料ハ特ニ其ノ月額ヲ定メ支給スルコトヲ得
規定ニ依ルアルノヲ除クノ外ハ其ノ待遇ニ依リ本官相當ノ額ニ依ル
其ノ給方ハ四等旅費ヲ給スノ者ハ四等旅費ヲ給ス
ノ者ハ人民ハ甲号表ニ依ル

第六條 旅費ノ定額ハ地方ノ狀況ニ依リ之レヲ減少シ若クハ其ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

一 華族及從六位以上勳六等以上ノ者ハ三等旅費其ノ他有位帶勤ノ者ハ四等旅費ヲ給ス

ノ者ハ人民ハ甲号表ニ依ル

第五條 華族及有位帶勤者等ヲ公務ニテ旅行セムルトキハ左ノ規定ニ依ル其ノ給方ハ四等旅費ヲ給ス

ノ者ハ人民ハ甲号表ニ依ル

第六條 旅費ノ定額ハ地方ノ狀況ニ依リ之レヲ減少シ若クハ其ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

一 憲法行政法ノ大意

二 刑法刑事訴訟法裁判所構成法

三 警察ニ關スル諸法規

四 算術(比例百分算迄)

五 外國語

六 監獄ニ關スル諸法規

二 刑法刑事訴訟法ノ大要

二 刑期三年以上ハ五期三分ナ第一期及終期ヲ各四分ノ一期トシ
第二期第三期及第四期ハ四分ノ三分シテ之ニ充ツ
三 無期徒刑及舊法懲役終身囚ハ十五年無期流刑ハ五年有期流刑
ハ三年ナ四期ニ分ナ第一期ナ其三分ノ一期トシ第二期第三期

及第四期ハ三分ノ二ナ三分シテ之ニ充ツ
四 刑期二十年以上ニ逃亡者モ亦前號ニ依リ十五年ナ四期ニ分
メ數刑ナ有スル者ハ通算シテ一刑ト見做シ勘查期ヲ算出ス

五 第一條 受刑中刑ニ異動ナ生シタルトキハ前條ニ依リ勘查期ヲ變更ス

六 勘查期ノ變更ナ爲シタルトキ既ニ行ヒタル賞與新勘查期ニ相當セサルトキハ之ヲ消滅シシムルモノトス

七 第二條 初犯ノ囚人情狀説スベキ者ニシテ行狀ノ善良ナルトキハ第一條第一號ニ該當スル者ハ第二期マテノ勘查期ヲ各二分ノ一二短縮スルコトナ得

八 第四條 勘查期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ナ生ジタルトキハ第一期ニ算入ス

九 第五條 刑期一年未滿ノ囚人刑事被告人及別房留置人ノ行狀ハ勘査期ヲ分タス適宜ノ方法ヲ設ケテ勘查スベシ

十 第六條 在監人ノ行狀ハ概ス左ノ事項ニ依リ看守又ハ女監取締ヲシテ観察セシメ行狀観察録ニ記入シ十日ニ一回之ナ看守長ニ提出セシムヘシ

十一 第一條 勘査期及規律ノ違否ニ關スル事項

十二 第二條 親屬及放逐ニ對スル思念ニ關スル事項

十三 第三條 教誨及教育ニ關スル事項

十四 第四條 行狀勘査期表

十五 第五條 勘査期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ナ生ジタルトキハ第一期ニ算入ス

十六 第六條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

十七 第七條 在監人ノ行狀ハ概ス左ノ事項ニ依リ看守長及看守又ハ女監取締ヲシテ観察セシメ行狀観察録ニ記入スヘシ

十八 第八條 勘査期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ナ生ジタルトキハ第一期ニ算入ス

十九 第九條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

二十 第十條 勘査期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ナ生ジタルトキハ第一期ニ算入ス

二十一 第十一條 賞與ヲ行ハントキハ典獻ハ身分帳ニ依リ審査シ監獄書記看守長監獄教誨師看守部長又ハ女監取締ヲ會同シ之ニ對スル意見ヲ諮詢スベシ

二十二 第十二条 四人行狀勘査期表

二十三 第十三条 勘査期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ナ生ジタルトキハ第一期ニ算入ス

二十四 第十四条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

二十五 第十五条 勘査期ヲ算出スルニ當リ奇零ノ日數ナ生ジタルトキハ第一期ニ算入ス

二十六 第十六条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

二十七 第十七条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

二十八 第十八条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

二十九 第十九条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十 第二十条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十一条 第二十一条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十二 第二十二条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十三 第二十三条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十四 第二十四条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十五 第二十五条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十六 第二十六条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十七 第二十七条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十八 第二十八条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

三十九 第二十九条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

四十 第三十条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

四十一 第三十一条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

四十二 第三十二条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

四十三 第三十三条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

四十四 第三十四条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

左記ノ事項ハ一勘査期經過ノ日ニ於テ監獄書記之ヲ取調へ身分帳行狀錄ニ記入シ典獄ニ提出スヘシ

二 處罰ノ種類度數 分帳行狀錄ノ種類度數

三 科程外チ爲シタル日數

四 程度ナラサル日數

五 食費ノ償否

六 時薪工錢

七 工錢ノ賃途及其ノ金額

第八條 賞與ハ一期間中勘査期ヲ謹守シ作業ニ精勤シ且真心改悛ノ状態ハレ他囚ノ犯鑑トナルベキ行爲アル者ニ對シ第一條第一號ニ該當スル者ハ第一期ニ算入ス

第九條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十一條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十二條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十三條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十四條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十五條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十六條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十七條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十八條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第十九條 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十一条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十二条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十三条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十四条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十五条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十六条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十七条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十八条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第二十九条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

第三十条 刑期一年未滿ノ囚人シテ行狀観察録ニ記入スヘシ

拓殖務省告示第三號

明治三十年六月一日ヨリ當分ノ内北海道集治監網走分監チ閉鎖シ

監獄ニ關スル事務ハ管戸本監チシテ之ヲ取扱ハシム

拓殖務省告示第三號

明治三十年五月六日

拓殖務大臣 子爵高島炳之助

臺灣總督府訓令百四十一號

明治二十九年十一月十五日

臺灣總督府

臺灣總督府條例施行前當府雇員ニシテ巡査ニ該當スル職務ニ從事取計フベシ

シタルトキハ九月ニ於テ支給スヘシ但本年度ニ限り給助ヲ許可

巡査看守給助例施行細則ハ其廳ニ於テ之ヲ定メ同例中年金ハ左記各項ニ據依スベシ

一年年金ハ毎年三月及九月ニ於テ其月ヨリ前六ヶ月（六ヶ月ニノハ現用數月）分ヲ支給スヘシ但本年度ニ限り給助ヲ許可

シタルトキハ九月ニ於テ支給スヘシ

一年年金ヲ交換タル者本例第八條第一項及第九條ニ該當スルトキハ日割ヲ以テ支給ベハシ

一年年金ヲ受取タル者死亡又ハ本例第八條第一項後段ニ該當スルトキハ其月分全額ヲ支給スヘシ

岳洋小河滋次郎先生序

洋裝製本八拾錢

英國多羅句先生著

郵稅金十一錢

齊月松尾音次郎先生譯

假綴金七拾三錢

郵稅金十錢

刑罰及犯罪豫防論

全一冊

附出獄人保護論

全一冊

天福堂主人編

立志美談

定價
郵稅
金三十錢
金四錢

説師徵峰留岡君、齊月松尾君、長陽阿部君、發堂大

塚君、濃川水崎君等の講演せられし教説にして今古

人の傳記其美談を編纂し以て本書刊行せり、文、

平かな用ひ且つ多くの細畫を挿めり、囚人看讀用

に適せりと信す、素より囚人の爲にのみ筆を取りた

ノ結果トシテ層一層世人ノ注目スル處トナリ出獄人

保護事業ハ各地志士ノ設計企畫アルニ至リ此種事業

ノ参考書ヲ要スルヲ極テ急ナリ時ニ本書ハ英國斯道

ノ學者トシテ又斯道ノ改良論者トシテ英名萬國ニ雄

飛スル多羅句氏ノ近著ニシテ實ニ志士ノ要求ヲ満足

セシムル参考書タリ然レバ本篇頗ル鴻巣ナルヲ以

テ適々抄錄摘譯シタルモノヲ見ルノ外ナク予輩大ニ

憾ミトシ請フテ全篇ヲ精譯シ出版ノ舉ヲ爲セリ惜ム

ラクハ斯道ノ考究家未ダ多カラナルヲ以テ僅々需用

ノ員數ニ當テ、五百部ヲ限リ印刷ニ附シ若干冊ヲ以

テ諸君ノ清潔ニ應セント欲ス乞フ至急ニ御申込アラ

ンコヲ

大賣捌

東京市神田區
南神保町八番地
京橋區出雲町

出版元 原胤昭
警醒社書店
有斐閣書房

最便最利の懷中用日記

用便中懷

明治三
十一年

教誨日記

用紙は善
真にして
製本は頗
る堅牢也



代價
並上製(總)
特別製(舶來紙刷)
(コフ製刷)
(入、三方金縁)
名刺入付
金四錢

實價
郵稅
郵稅
拾貳錢
金貳錢
拾六錢
金四錢

右は最便利なる懷中用の日記にして、一年三百六十
五日の欄を設け、日々の事柄を記し得べき様に調製し且
て、新舊兩曆(對)を記入し得べき。尚各欄に佛者の心得べき
種々の出来事、及聖經中の金句、古德の誓言等を掲
照し、七曜、干支を掲げ、尚各欄に佛者の心得べき
○教育勅語、皇室及皇族一覽、郵便、電信、小包、
紙等の諸規則、通運貨金表、宗教信者數、法皇入道御受戒年表、各
神宗祖師入滅年代一覽、全國寺院及住職數、各宗派管長及宗務所々在
學塾人員、陸海軍人、軍艦在監人、棄地等の最新諸統計、全國旅客人數、
地方廳へ里程心得帝國年代便覽見つき等を附錄(さし)。

發行兼編輯者 佐野	印 刷 所 池田宗平
牛込區若宮町十番地	東京並木活版所
明治三十年十二月三十一日發刊	
大日本監獄協會事務所	
東京市牛込區若宮町十番地	
東京並木活版所	
東京淺草吉野町 紹世書院	
東京並木活版所	
東京淺草區黑船町廿八番地	

○教誨日記は、年玉ものに尤も適當なり、五部以上御購求の方には
格に割引可仕候に付、往復はつきにて御贈會あれ、
○爲替は淺草局振込の事、郵券代用は壹割増し。

發行所 東京淺草吉野町 紹世書院

發行所 東京並木活版所

牛込區若宮町十番地

尚